

○一定の病気等に係る運転免許の可否等に関する判断基準の運用について

令和3年3月25日

道本運試第4450号（運管合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
みだしについては、「一定の病気等に係る運転免許の可否等に関する判断基準の運用について」（平29. 8. 25道本運試第1483号（運管合同）。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度押印廃止など所要の見直しを行い、別添のとおり「一定の病気等に係る運転免許の可否等に関する判断基準を踏まえた具体的対応要領」を定め、令和3年4月1日から運用することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

## 別添

一定の病気等に係る運転免許の可否等に関する判断基準を踏まえた具体的対応要領

### 第1 基本的対応要領

- 1 運転免許の申請において、道路交通法第89条第2項、第101条第4項及び第101条の2第2項に規定する質問票を受理した場合は、回答された内容に応じて下記のとおり個別に聴取（以下「個別聴取」という。）を行うこと。

なお、道路交通法第101条の5に規定する報告書についても、質問票に準じて対応すること。

#### (1) 質問票等の内容

- 1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う病状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。
- 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。
- 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。
- 4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
  - ・飲酒を繰り返し、絶えず体内にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
  - ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。
- 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。

#### (2) 個別聴取の要領

##### ア 個別聴取を行う必要がない者

質問票等の5つの質問全てについて、回答欄の「いいえ」にチェックを記入した者とする。

##### イ 個別聴取を行う必要がある者

質問票等の5つの回答欄のうち、1項目以上「はい」にチェックを記入又は口頭により申告した者とする。この場合は、病名等を特定するため記載理由を聴取し、以後の対応は第2の「病気ごとの具体的対応要領」に基づいて行うものとする。

##### ウ 留意事項

質問票等の1から想定される病気は、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症、脳卒中等、2から想定される病気は、てんかん、脳卒中等、質問3から想定される病気は、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害等、4から想定される病気は、アルコールの中毒者等、5から想定される病気は、その他の病気（統合失調症、認知症、1から4に想定される病気を含む。）であるが、これら以外の病気である可能性や病気以外の原因である可能性にも留意すること。

### 2 留意事項

- (1) 運転免許（以下「免許」という。）申請時に、過去に病気等を理由として免許の拒否又は取消しの処分を受けた者が、免許の再取得を申請している場合は、その者に対して個別聴取を行うこと。
- (2) 質問票の質問に対する回答から免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止（以下「拒否等」という。）の事由に該当する全ての場合を把握することは困難であることから、

免許の申請時又は運転免許証（以下「免許証」という。）の更新申請時（以下「免許申請時等」という。）に申請者の表情、言動等から免許の拒否等の事由に該当する可能性があるとする場合は、個別聴取を行うこと。

## 第2 病気ごとの具体的対応要領

1 統合失調症、そううつ病等の精神障害（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第33条の2の3第1項並びに第3項第1号及び第3号関係）の具体的対応要領は、次のとおりとする。

(1) 個別聴取の対象となる者

質問票等の5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭により申告した者とする。

(2) 申請者への対応

主治医の診断書（診断書の提出命令に基づき提出された診断書を除く。以下同じ。）の提出又は臨時適性検査により対応することとする。

(3) 留意事項

質問票等の5の回答欄の「いいえ」にチェックを記入又は口頭での申告がなくても、申請者の表情、言動等から、統合失調症、そううつ病等に該当すると疑う理由があるときは、臨時適性検査を行うなど適切な対応をとること。

(4) 診断書の様式

別記第1号様式とする。

なお、診断書を交付する場合には、診断書記載ガイドライン（別紙4）を併せて交付するものとする。ただし、公安委員会が免許の可否を判断するのに必要かつ十分な内容が盛り込まれている場合は、別途の様式の診断書によっても差し支えないこととする（以下2の(3)の事項、3の(3)の事項、4の(4)の事項、5の(3)の事項、6の(4)の事項、7の(3)の事項、8の(5)の事項、9(5)の事項及び10の(4)の事項において同じ。）。

(5) 主治医の診断書及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準

別表第1のとおりとする。

(6) 適性検査の受検命令に基づく適性検査の結果又は診断書の提出命令に基づき提出された診断書の結果（以下「適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等」という。）を踏まえた判断基準

別表第2のとおりとする。

(7) 交通事故を起こした者について、原因が統合失調症、そううつ病等精神障害の症状であると疑われる場合の対応

原則として、道路交通法第104条の2の3第1項に規定する免許の効力の停止処分（以下「暫定停止処分」という。）を前提に対応することとする。

2 てんかん（令第33条の2の3第2項第1号関係）の具体的対応要領は、次のとおりとする。

(1) 個別聴取の対象となる者

質問票等の1、2又は5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭により申告した者とする。

(2) 申請者への対応

別表第3により対応することとする。

- (3) 診断書の様式
- ア 主治医の診断書  
別記第2号様式とする。
  - イ 適性検査の受検命令等の診断書  
別記第16号様式とする。
- (4) 主治医の診断書及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準  
別表第4のとおりとする。
- (5) 適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準  
別表第5のとおりとする。
- (6) 一定期間後の臨時適性検査を前提として免許を与える場合の対応
- ア 臨時適性検査を受ける前に診断書を提出し、公安委員会がそれにより判断できる場合は、当該検査を行わないこととする。
  - イ X年後（Xは1以上の整数。以下同じ。）に臨時適性検査を受けることとされている者が、X年後が到来する前に更新日を迎え、更新日までに発作が起きず医者から運転を控えるよう助言を受けていない場合であれば、個別聴取を行うことなく更新して差し支えないこととする。ただし、更新の際に主治医の診断書を提出することなく更新した場合は、X年後に臨時適性検査を行うこととする。
- (7) 第二種免許等を取得（更新）しようとする者に対する対応
- 日本てんかん学会は、「てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型運転免許（以下「準中型免許」という。ただし、準中型（5 t 限定）を除く。）、中型自動車免許（以下「中型免許」という。ただし、中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型自動車免許（以下「大型免許」という。）及び第二種運転免許（以下「第二種免許」という。）の適性はない。」との見解を有しているので、これに該当する者がこれら免許の申請又は更新の申請を行った場合は、免許の拒否等の対象とならない場合であっても、免許申請又は更新申請に係る再考及び申請取消制度の活用を勧めるものとする。
- (8) 交通事故を起こした者について、原因がてんかんによる意識消失であると疑われる場合の対応
- 原則として、暫定停止処分を前提に対応することとする。
- 3 再発性の失神（反射性（神経調節性）失神で意識を失ったことがある場合。令第33条の2の3第2項第2号関係）の具体的対応要領は、次のとおりとする。
- (1) 個別聴取の対象となる者  
質問票等の1又は5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭で申告した者とする。
  - (2) 申請者への対応  
別表第6により対応することとする。
  - (3) 診断書の様式
    - ア 主治医の診断書  
別記第3号様式とする。
    - イ 適性検査の受検命令等の診断書

別記第17号様式とする。

- (4) 主治医の診断書及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準別表第7のとおりとする。
- (5) 適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準別表第8のとおりとする。

- (6) 交通事故を起こした者について、原因が再発性の失神であると疑われる場合の対応原則として暫定停止処分を前提に対応することとする。

4 不整脈を原因とする失神（植え込み型除細動器（以下「除細動器」という。）を植え込んでいる場合を含む。令第33条の2の3第2項第2号関係）の具体的対応要領は、次のとおりとする。

- (1) 個別聴取の対象となる者

質問票等の1又は5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭で申告した者とする。

- (2) 申請者への対応

別表第9により対応することとする。

- (3) 除細動器を植え込んでいる者への対応

除細動器を植え込んでいる者は、免許の取得等が認められた場合でも、6か月後に臨時適性検査を受けることとしていることから、安全運転相談を終了している場合であっても、その後6か月を経過しているのであれば、臨時適性検査を行う必要があることとなるので、免許申請時等の時点でその旨を除細動器を植え込んでいる者に説明するものとする。

- (4) 診断書の様式

ア 除細動器を植え込んでいる者

- (ア) 主治医の診断書

別記第4号様式とする。

- (イ) 適性検査の受検命令等の診断書

別記第18号様式とする。

イ ペースメーカーを植え込んでいる者

- (ア) 主治医の診断書

a 植え込み後は不整脈により意識を失ったことがある場合、及び過去5年以内に不整脈により意識を失ったことがなく、不整脈を理由として医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている者を除く場合は別記第5号様式とする。

b 植え込み後は不整脈により意識を失ったことがない場合、及び過去5年以内に不整脈により意識を失ったことがなく、不整脈を理由として医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている場合は別記第6号様式とする。

- (イ) 適性検査の受検命令等の診断書

a 植え込み後は不整脈により意識を失ったことがある場合、及び過去5年以内に不整脈により意識を失ったことがなく、不整脈を理由として医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている者を除く場合は別記第19号様式とする。

b 植え込み後は不整脈により意識を失ったことがない場合、及び過去5年以内に不整脈により意識を失ったことがなく、不整脈を理由として医師から免許の取得

又は運転を控えるよう助言を受けている場合は別記第20号様式とする。

- ウ その他特定の不整脈又はその他失神を原因とする者
  - (ア) 主治医の診断書  
別記第7号様式とする。
  - (イ) 適性検査の受検命令等の診断書  
別記第21号様式とする。
- (5) 主治医の診断書及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準
  - ア 除細動器を植え込んでいる者  
別表第10のとおりとする。
  - イ ペースメーカーを植え込んでいる者  
別表第11のとおりとする。
  - ウ その他の不整脈の者  
別表第12のとおりとする。
- (6) 適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準
  - ア 除細動器を植え込んでいる者  
別表第13のとおりとする。
  - イ ペースメーカーを植え込んでいる者  
別表第14のとおりとする。
  - ウ その他の不整脈の者  
別表第15のとおりとする。
- (7) 一定期間後の臨時適性検査を前提として免許を与える場合の対応
  - ア 除細動器を植え込んでいる者については、6か月ごとに臨時適性検査を行うこととする。
  - イ 6か月後に臨時適性検査を受けることとされている者が、臨時適性検査を受ける前に診断書を提出し、公安委員会がそれにより判断できる場合は、当該臨時適性検査を行わないこととする。この場合において、6か月後の臨時適性検査が更新時期に当たり、当該検査を受けることとされている者が、更新の場において診断書を提出し、公安委員会がそれにより判断できる場合も同様とする。
- (8) 第二種免許等を取得（更新）しようとする者に対する対応
  - 日本不整脈心電学会の見解によれば、除細動器を植え込んでいる者については、大型免許、中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）及び第二種免許の適性はないとのことであるため、除細動器を植え込んでいる者がこれら免許の申請又は免許証の更新の申請を行った場合は、免許の拒否等の対象とならない場合であっても、当面、免許申請又は更新申請に係る再考及び申請取消制度の活用を勧めるものとする。
  - また、同学会は「除細動器を植え込んでいる者について準中型免許の適性はないとはいえないが、いかなる免許区分であっても職業運転は認められない。」との見解を有しているので、この点についても併せて注意喚起を行うものとする。
- (9) 交通事故を起こした者について、原因が不整脈である場合の対応
  - 原則として、暫定停止処分を前提に対応することとする。
- (10) C R T用ペースメーカー及びC R T-Dを植え込んだ者に対する対応

ア CRT（心臓再同期療法）用ペースメーカーを植え込んだ者については、ペースメーカーを植え込んだ者の基準に準拠すること。

イ CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期療法）を植え込んだ者については、除細動器を植え込んだ者の基準に準拠すること。

5 無自覚性の低血糖症（令第33条の2の3第2項第3号関係）のうち薬剤性低血糖症の具体的対応要領は、次のとおりとする。

(1) 個別聴取の対象となる者

質問票等の1又は5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭で申告した者とする。

(2) 申請者への対応

無自覚性の低血糖である者に対する対応は、無自覚性の低血糖症である者に対する対応（別紙1）において判断し、別表第16により対応することとする。

(3) 診断書の様式

ア 主治医の診断書

(ア) 過去1年以内に意識消失がない者（拒否又は取消しを受けた後に再申請をする者を除く。）

別記第8号様式とする。

(イ) 過去1年以内に意識消失がない者（拒否又は取消しを受けた後に再申請をする者に限る。）

別記第9号様式とする。

(ウ) 過去1年以内に意識消失がある者

別記第10号様式とする。

イ 適性検査の受検命令等の診断書

別記第22号様式とする。

(4) 主治医の診断書及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準

別表第17のとおりとする。

(5) 適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準

別表第18のとおりとする。

(6) 交通事故を起こした者について、原因が薬剤性低血糖症による意識障害であると疑われる場合の対応

原則として、暫定停止処分を前提に対応することとする。

6 無自覚性の低血糖症（令第33条の2の3第2項第3号関係）のうちその他の低血糖症の具体的対応要領は、次のとおりとする。

(1) 対象となる具体的病名

ア 腫瘍性疾患（インスリノーマ（膵臓腫瘍）、間葉系腫瘍）

イ 内分泌疾患（下垂体機能不全症、副腎皮質機能不全症（アジソン病））

ウ 肝疾患（糖原病、肝癌）

エ インスリン自己免疫症候群

オ 胃切除後低血糖

カ 尿毒症に合併した低血糖等

- (2) 個別聴取の対象となる者  
質問票等の1又は5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭で申告した者とする。
- (3) 申請者への対応  
無自覚性の低血糖症である者に対する対応は、無自覚性の低血糖症である者に対する対応（別紙1）において判断し、別表第19により対応することとする。
- (4) 診断書の様式
  - ア 主治医の診断書  
別記第11号様式とする。
  - イ 適性検査の受検命令等の診断書  
別記第23号様式とする。
- (5) 主治医の診断書及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準  
別表第20のとおりとする。
- (6) 適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準  
別表第21のとおりとする。
- (7) 交通事故を起こした者について、原因が薬剤性以外の低血糖による意識障害であると疑われる場合の対応  
原則として、暫定停止処分を前提に対応することとする。

7 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害（令第33条の2の3第3項第2号関係）の具体的対応要領は、次のとおりとする。

- (1) 個別聴取の対象となる者  
質問票等の3又は5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭で申告した者とする。
- (2) 申請者への対応  
昼間の眠気の自己評価（別紙2）において判断し、別表第22により対応することとする。
- (3) 診断書の様式
  - ア 主治医の診断書  
別記第12号様式とする。
  - イ 適性検査の受検命令等の診断書  
別記第24号様式とする。
- (4) 主治医の診断書及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準  
別表第23のとおりとする。
- (5) 適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準  
別表第24のとおりとする。
- (6) 交通事故を起こした者について、交通事故の原因が睡眠障害による眠気である場合の対応  
原則として、暫定停止処分を前提に対応することとする。

8 脳卒中（令第33条の2の3第3項第3号関係）の具体的対応要領は、次のとおりとする。

- (1) 対象となる具体的病名



脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等とする。

なお、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍など自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気についても準用することとする。

(2) 症状に応じた対応

主な症状は、意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害、運動障害（麻痺等）、視力障害、視野障害等であるが、免許の可否の判断にあたっては、慢性化した症状及び発作により生じるおそれがある症状に区分し、慢性化した症状については、その症状が認知症や身体の障害の症状として発現することから、それぞれ認知症及び身体の障害に係る基準で対応することとする。

(3) 個別聴取の対象となる者

質問票等の1、2又は5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭で申告した者とする。

(4) 申請者への対応

別表第26により対応することとする。

(5) 診断書の様式

ア 主治医の診断書

別記第13号様式とする。

イ 適性検査の受検命令等の診断書

別記第25号様式とする。

(6) 主治医の診断書及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準

別表第27のとおりとする。

(7) 適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準

別表第28のとおりとする。

(8) 交通事故を起こした者について、原因が脳卒中によるものである場合の対応

原則として、暫定停止処分を前提に対応することとする。

9 認知症（道路交通法（昭和35年法律第105号）第90条第1項第1号の2及び第103条第1項第1号の2関係）の具体的対応要領は、次のとおりとする。

(1) 個別聴取の対象となる者

質問票等の5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭で申告した者とする。

(2) 申請者への対応

医師から免許の取得等を控えるように言われている原因等について質問を行い、申請者がこれに対して意味不明の言動をするなど、認知症に該当すると疑う理由がある場合は、主治医の診断書の提出又は臨時適性検査により対応することとする。

(3) 75歳以上の免許保有者

認知機能検査及び臨時認知機能検査の結果、第1分類と判定された者については、臨時適性検査又は診断書提出命令により対応することとする。

(4) 留意事項

質問票等の5の回答欄の「いいえ」にチェックを記入又は口頭での申告がなくても、申請者の表情、言動等から認知症に該当すると疑う理由があるときは、臨時適性検査を

行うなど適切な対応をとること。

(5) 診断書の様式

ア 主治医の診断書

別記第14号様式とする。

なお、診断書を交付する場合には、診断書記載ガイドライン（別紙3）を併せて交付するものとする。

イ 適性検査の受検命令等の診断書

別記第26号様式とする。

(6) 主治医の診断書、臨時適性検査及び診断書提出命令の結果を踏まえた判断基準別表第29のとおりとする。

(7) 適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準別表第30のとおりとする。

(8) 一定期間後の臨時適性検査を前提として免許を与える場合の対応

ア 認知症ではないものの認知機能の低下がみられ、今後認知症となるおそれがある者に対しては、原則として、6か月後に臨時適性検査を行うこととする。ただし、医師の診断結果を踏まえて、より長い期間や短い期間を定めて臨時適性検査を行う必要があると認めるときは、この限りでない（長期の場合にあつては、最長でも1年とする。）。

イ 臨時適性検査を受ける前に診断書を提出し、公安委員会がそれにより判断できる場合は、当該検査を行わないこととする。

ウ 免許証の更新の場において診断書を提出し、公安委員会が当該診断書により判断できる場合には、臨時適性検査を行わないこととする。

(9) 交通事故を起こした者について、原因が認知症であると疑われる場合の対応  
原則として、暫定停止処分を前提に対応することとする。

(10) 家族から免許を取り消して欲しい旨の相談があった場合の対応

ア 家族が主治医の診断書を持参し、それにより判断できる場合には、当該診断書に基づき、別表第29の基準に従って対応することとする。

イ アの事項以外の場合には、臨時適性検査を実施の上、別表第29の基準に従って対応することとする。

10 アルコールの中毒者（道路交通法第90条第1項第2号及び第103条第1項第3号関係）の具体的対応要領は、次のとおりとする。

(1) 個別聴取の対象となる者

質問票等の4又は5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭で申告した者とする。

(2) 申請者への対応

医師から免許の取得等を控えるように言われている原因等について質問を行い、申請者がこれに対してアルコール依存症を疑わせる言動をするなど、アルコール依存症に該当すると疑う理由がある場合は、臨時適性検査又は主治医の診断書による対応を行うこととする。

(3) 留意事項

質問票等の4又は5の回答欄の「いいえ」にチェックを記入又は口頭での申告がなく

ても、申請者の表情、言動等からアルコール依存症に該当すると疑う理由があるときは、臨時適性検査を行うなど適切な対応をとること。

(4) 診断書の様式

ア 主治医の診断書

別記第15号様式とする。

イ 適性検査の受検命令等の診断書

別記第27号様式とする。

(5) 主治医の診断書及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準

別表第31のとおりとする。

(6) 適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準

別表第32のとおりとする。

(7) 交通事故を起こした者について、原因がアルコール依存症であると疑われる場合の対応

原則として、暫定停止処分を前提に対応することとなる。

(8) 家族から免許を取り消してほしい旨の相談があった場合の対応

ア 家族が主治医の診断書を持参し、それにより判断できる場合には、当該診断書に基づき、別表第31の基準に従って対応することとする。

イ アの事項以外の場合には、臨時適性検査を実施の上、別表第31の基準に従って対応することとする。

判 断 基 準

別表第1（別記第1号様式の診断書に対応）

主治医の診断書（診断書の提出命令に係る診断書を除く。）及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準（統合失調症、そううつ病及びその他（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）の精神障害）

番 号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容	主治医の診断書を踏まえた判断	臨時適性検査を踏まえた判断	次回臨時適性検査
	具 体 的 内 容			
1	自動車等の運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力（以下「安全な運転に必要な能力」という。）を欠くこととなるおそれのある症状を呈していないと認められ、今後運転に支障のある症状が再発するおそれはないと認められる。	可	可	—
2	安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈していないと認められ、今後、x年（又はxか月）程度であれば、運転に支障のある症状が再発するおそれはないと認められる。（xは1以上の整数）	可	可	x年後 （又はx か月後）
3	安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈していないと認められるものの、運転に支障のある症状に関する今後の再発のおそれに係る診断がない。	可	可	6か月後
4	安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈しているが、6か月（〇か月）以内に「安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈していないと認められ、今後運転に支障のある症状が再発するおそれはないと認められる。」との診断ができる見込みがある。	保留又は効力の停止（〇か月間）	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
5	安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈している。	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—
6	安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈していないが、今後安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈するおそれあり、その状態のときには、現実的に自動車等の運転ができないと判断される。	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—
7	病気ではない。	可	可	—

別表第2（別記第1号様式の診断書に対応）

適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準（統合失調症、そううつ病及びその他（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）の精神障害）

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容	適性検査又は診断書を踏まえた判断	次回臨時適性検査
	具体的内容		
1	自動車等の運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力（以下「安全な運転に必要な能力」という。）を欠くこととなるおそれのある症状を呈していないと認められ、今後運転に支障のある症状が再発するおそれはないと認められる。	可	—
2	安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈していないと認められ、今後、x年（又はxか月）程度であれば、運転に支障のある症状が再発するおそれはないと認められる。（xは1以上の整数）	可	x年後 （又はx か月後）
3	安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈していないと認められるものの、運転に支障のある症状に関する今後の再発のおそれに係る診断がない。	可	6か月後
4	安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈しているが、6か月（〇か月）以内に「安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈していないと認められ、今後運転に支障のある症状が再発するおそれはないと認められる。」との診断ができる見込みがある。	保留又は 効力の停止 （〇か 月間）	適性検査 受検・診 断書提出 命令にて 対応
5	安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈している。	拒否又は 取消し	—
6	安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈していないが、今後安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈するおそれがあり、その状態のときには、現実的に自動車等の運転ができないと判断される。	拒否又は 取消し	—
7	病気ではない。	可	—

## 対応マニュアル（てんかん）

症 状 等	発作の時期等	対 応
1 過去2年以内にてんかん発作を起こしたことがない。		臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
2 過去2年以内に意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作以外のてんかん発作を起きている間に起こしたことがある。	過去1年6か月以内に発作を起している。	拒否（取消し）
	過去1年6か月～2年以内に発作を起している。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断。ただし、拒否（取消し）又は保留（停止）の判断に限る。
3 過去2年以内に意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作のみを起したことがあり、医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。		臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
4 過去2年以内に意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作のみを起したことがあり、医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けていない。	1年以上継続的に治療している。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
	6か月以上1年未満継続的に治療している。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断。ただし、拒否（取消し）又は保留（停止）の判断に限る。
	6か月未満継続的に治療している。	拒否（取消し）
	治療を受けていない。 （医師から治療を受ける必要がないと言われた場合を除く。）	拒否（取消し）
	治療を受けていない。 （以前、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないとして、治療を受けなくてもよいと医師から言われたため、現在、治療を受けていない。）	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
5 過去2年以内に睡眠中に限って発作を起したことがあり、医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。		臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
6 過去2年以内に睡眠中に限って発作を起したことがあり、医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けていない。	2年以上継続的に治療している。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
	1年6か月以上2年未満継続的に治療している。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断。ただし、拒否（取消し）又は保留（停止）の判断に限る。
	1年6か月未満継続的に治療している。	拒否（取消し）
	治療を受けていない。 （医師から治療を受ける必要がないと云われた場合を除く。）	拒否（取消し）
	治療を受けていない。 （以前、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないとして、治療を受けなくてもよいと医師から言われたため、現在、治療を受けていない。）	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断

<p>7 大型免許、中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、準中型免許（5 t 限定を除く。）及び第二種免許の取得及び継続を希望しており、現在、てんかんの薬を飲んでいる。</p>		<p>免許の拒否等の対象とならない場合であっても、当面、免許申請又は更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を勧める。ただし、本人が取得等を希望した場合は1又は2により判断する。</p>
<p>8 大型免許、中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、準中型免許（5 t 限定を除く。）及び第二種免許の取得及び継続を希望しており、現在、てんかんの薬を飲んでいない。</p>	<p>過去5年以内に発作を起こしたことがある。</p>	<p>免許の拒否等の対象とならない場合であっても、当面、免許申請又は更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を勧める。ただし、本人が取得等を希望した場合は1又は2により判断する。</p>
	<p>過去5年以内に発作を起こしたことがなく、今後も発作のおそれがない。</p>	<p>臨時適性検査又は主治医の診断書により判断 免許の取得等可能</p>
	<p>発作が過去2年以内に起こったことがなく、今後X年程度であれば、発作が起こるおそれがない。</p>	<p>臨時適性検査又は主治医の診断書により判断 免許の拒否等の対象とならない場合であっても、当面、免許申請又は更新申請に係る再考を勧める。ただし、本人が取得等を希望した場合は取得等可能</p>
	<p>その他の場合</p>	<p>臨時適性検査又は主治医の診断書により判断</p>
<p>9 質問票の1、2又は5の回答欄の「はい」にチェックを記入又は口頭での申告がある。</p>		<p>臨時適性検査又は主治医の診断書により判断</p>
<p>10 安全運転相談終了後に、意識障害又は運動障害を伴わない単純部分発作以外の発作を起きている間に起こしたことがある。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。</p>		<p>拒否（取消し）</p>
<p>11 安全運転相談終了後に、意識障害又は運動障害を伴わない単純部分発作に限って起こしたことがある。ただし、適性相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。</p>	<p>安全運転相談時の診断内容が「1年間の経過観察後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後症状の悪化のおそれがない。」であった。</p>	<p>免許の取得等可能</p>
<p>12 安全運転相談終了後に、起きている間に単純部分発作を起こしたことがある。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。</p>	<p>安全運転相談時の診断内容が「2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後症状の悪化のおそれがない。」であった。</p>	<p>3又は4の事項により判断</p>
<p>13 安全運転相談終了後に、睡眠中に限って発作を起こしたことがある。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。</p>	<p>安全運転相談時の診断内容が「2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後症状の悪化のおそれがない。」であった。</p>	<p>免許の取得可能</p>

<p>14 安全運転相談終了後に、睡眠中に発作を起こしたことがある。ただし、適性相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。</p>	<p>安全運転相談時の診断内容が「1年間の経過観察後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後症状の悪化のおそれがない。」であった。</p>	<p>5又は6の事項により判断</p>
<p>15 安全運転相談終了後、てんかん発作を起こしたことはないが、医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。</p>		<p>臨時適性検査又は主治医の診断書により判断</p>
<p>16 安全運転相談終了後、てんかん発作を起こしたことはなく、医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けていない。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。</p>		<p>免許の取得等可能</p>



別表第4（別記第2号様式の診断書に対応）

主治医の診断書（診断書の提出命令に係る診断書を除く。）及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準（てんかん）

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容	主治医の診断書を踏まえた判断	臨時適性検査を踏まえた判断	次回臨時適性検査
	具体的内容			
1	過去5年以上発作がなく、今後発作が起こるおそれがない。	可	可	なし
2	発作が過去2年以内に起こったことがなく、今後X年程度であれば、発作が起こるおそれがない。（Xは1以上の整数。以下同じ。）	可	可	X年後
3	1年間の経過観察後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後症状の悪化のおそれがない。	可	可	なし
4	2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後症状の悪化のおそれがない。	可	可	なし
5	「1年間の経過観察後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後症状の悪化のおそれがない」とはいえないが、6か月（〇か月）以内に、「1年間の経過観察後、発作が意識障害又は運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後症状の悪化のおそれがない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
6	「2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後症状の悪化のおそれがない」とはいえないが、6か月（〇か月）以内に「2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後症状の悪化のおそれがない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
7	過去5年間以上発作がなく、今後発作が起こるおそれがない」とはいえないが、6か月（〇か月）以内に、「過去5年以上発作がなく、今後発作が起こるおそれがない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
8	「発作が過去2年以内に起こったことがなく、今後X年程度であれば、発作が起こるおそれがない。」とはいえないが、6か月（〇か月）以内に、「発作が過去2年以内に起こったことがなく、今後X年程度であれば、発作が起こるおそれがない」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
9	上記以外 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去2年以内に発作を起こした。</li> <li>・ 今後発作を起こすおそれがある。等</li> </ul>	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—

別表第5（別記第16号様式の診断書に対応）

適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準（てんかん）

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容	判断 適性 検査 を踏 まえた 診	査次 回臨 時適 性検
	具 体 的 内 容		
1	過去5年以上発作がなく、今後発作が起こるおそれがない。	可	なし
2	発作が過去2年以内に起こったことがなく、今後X年程度であれば、発作が起こるおそれがない。（Xは1以上の整数。以下同じ。）	可	X年後
3	1年間の経過観察後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後症状の悪化のおそれがない。	可	なし
4	2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後症状の悪化のおそれがない。	可	なし
5	結果的にいまだ「1年間の経過観察後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後症状の悪化のおそれがない。」とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月（〇か月）以内に、「1年間の経過観察後、発作が意識障害又は運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後症状の悪化のおそれが。ない」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
6	結果的にいまだ「2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後症状の悪化のおそれがない。」とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月（〇か月）以内に、「2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後症状の悪化のおそれがない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
7	結果的にいまだ「過去5年間以上発作がなく、今後発作が起こるおそれがない。」とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月（〇か月）以内に、「過去5年以上発作がなく、今後発作が起こるおそれが。ない」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
8	結果的にいまだ「発作が過去2年以内に起こったことがなく、今後X年程度であれば、発作が起こるおそれがない。」とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月（〇か月）以内に、「発作が過去2年以内に起こったことがなく、今後X年程度であれば、発作が起こるおそれがない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
9	上記以外 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去2年以内に発作を起こした。</li> <li>・ 今後発作を起こすおそれがある。等</li> </ul>	拒否又は取消し	—

別表第6

## 対応マニュアル（再発性の失神（不整脈に関するものを除く。））

症 状 等	対 応
1 原因は分からないが意識を失ったことがある。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
2 てんかん、不整脈、無自覚性の低血糖症又は脳卒中以外の病気（反射性（神経調節性）失神等）で過去1年以内に意識を失ったことがある。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
3 てんかん、不整脈、無自覚性の低血糖症又は脳卒中以外の病気で過去1年以内に意識を失ったことはないが、医師から「発作のおそれがある」との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	説明を受けた状況では、免許取得は不可能であることを教示するが、本人が希望する場合には臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
4 てんかん、不整脈、無自覚性の低血糖症又は脳卒中以外の病気で過去1年以内に意識を失ったことはないが、医師から「薬の量を変えたので運転は控えるべき」等との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
5 てんかん、不整脈、無自覚性の低血糖症又は脳卒中以外の病気で過去1年以内に意識を失ったことはなく、医師からも免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けていない。	免許の取得等可能
6 質問票の1の回答欄の「いいえ」にチェックを記入又は口頭での申告はないが、医師から「発作のおそれがある」との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	説明を受けた状況では、免許取得は不可能であることを教示するが、本人が希望する場合には臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
7 質問票の1の回答欄の「いいえ」にチェックを記入又は口頭での申告はないが、医師から「薬の量を変えたので運転は控えるべき」等との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
8 安全運転相談終了後に意識を失ったことがある。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
9 安全運転相談終了後に意識を失ったことはなく、医師からも免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けていない。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。	免許の取得等可能
10 安全運転相談終了後に意識を失ったことはないが、医師から「再発のおそれがある」との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。	説明を受けた状況では、免許取得は不可能であることを教示するが、本人が希望する場合には臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
11 安全運転相談終了後に意識を失ったことはないが、医師から「薬の量を変えたので運転は控えるべき」等との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断

別表第7（別記第3号様式の診断書に対応）

主治医の診断書（診断書の提出命令に係る診断書を除く。）及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準（再発性の失神（過去5年以内に反射性（神経調節性）失神で意識を失ったことがある場合）で不整脈に関するものを除く。）

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容	主治医の診断書を踏まえた判断	臨時適性検査を踏まえた判断	次回臨時適性検査
	具体的内容			
1	発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	可	可	—
2	「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」とはいえないが、6か月（〇か月）以内に「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
3	上記以外	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—

別表第8（別記第17号様式の診断書に対応）

適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準（再発性の失神（過去5年以内に反射性（神経調節性）失神で意識を失ったことがある場合）で不整脈に関するものを除く。）

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容	適性検査を踏まえた判断	次回臨時適性検査
	具体的内容		
1	発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	可	—
2	結果的にいまだ「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月（〇か月）以内に「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
3	上記以外	拒否又は取消し	—

## 対応マニュアル（不整脈（除細動器等を植え込んでいる場合を含む。））

症 状 等	対 応
1 ペースメーカーを植え込んでおり、植え込み前後に不整脈で意識を失ったことがある。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
2 ペースメーカーを植え込んでおり、植え込み前後に不整脈で意識を失ったことはないが、医師から「発作のおそれがある」との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	説明を受けた状況では、免許取得は不可能であることを教示するが、本人が希望する場合には臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
3 ペースメーカーを植え込んでおり、植え込み前後に不整脈で意識を失ったことはないが、医師から「薬の量を変えたので運転は控えるべき」等との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
4 ペースメーカーを植え込んでおり、植え込み前後に不整脈で意識を失ったことはなく、医師からも免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けていない。	免許の取得等可能
5 ペースメーカーは植え込んでいないが、医師から「発作のおそれがある」との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	説明を受けた状況では、免許取得は不可能であることを教示するが、本人が希望する場合には臨時適性検査又は主治医の診断書により判断※ この段階までに、植え込み型除細動器を植え込んでいるかどうかを把握する。
6 ペースメーカーは植え込んでいないが、医師から「薬の量を変えたので運転は控えるべき」等との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断 ※ この段階までに、植え込み型除細動器を植え込んでいるかどうかを把握する。
7 不整脈であるが、ペースメーカーを植え込んでおらず、医師からも免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けていない。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断 ※ この段階までに、植え込み型除細動器を植え込んでいるかどうかを把握する。
8 質問票の1の回答欄の「いいえ」にチェックを記入又は口頭での申告はないが、医師から「発作のおそれがある」との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	説明を受けた状況では、免許取得は不可能であることを教示するが、本人が希望する場合には臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
9 質問票の1の回答欄の「いいえ」にチェックを記入又は口頭での申告はないが、医師から「薬の量を変えたので運転は控えるべき」等との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
10 安全運転相談終了後に意識を失ったことがある。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
11 安全運転相談終了後に意識を失ったことがなく、医師からも免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けていない。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。	免許の取得等可能
12 安全運転相談終了後に意識を失ったことはないが、医師から「再発のおそれがある」との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。	説明を受けた状況では、免許取得は不可能であることを教示するが、本人が希望する場合には臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
13 安全運転相談終了後に意識を失ったことはないが、医師から「薬の量を変えたので運転は控えるべき」等との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断

別表第10（別記第4号様式の診断書に対応）

主治医の診断書（診断書の提出命令に係る診断書を除く。）及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準（再発性の失神で植込み型除細動器を植え込んでいる者）

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容		主治医の診断書を踏まえた判断	臨時適性検査を踏まえた判断	次回臨時適性検査
	具体的	内容			
1	除細動器を植込み後に不整脈により意識を失ったことがある場合（質問事項1に「いいえ」と回答し、かつ、質問事項5に「はい」と回答した場合を除く。）	植え込み後6か月を経過しており、過去3か月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下「A」という。）。	臨時適性検査	可	6か月後
2		植え込み後、意識を失ったのは不整脈以外が原因であり、この原因については治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下「B」という。）。	臨時適性検査	可	6か月後
3		植え込み後6か月を経過していないが、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、過去3か月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下「C」という。）。	臨時適性検査	可	6か月後
4		「A」とはいえないが、6か月（〇か月）以内に「A」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
5		「B」とはいえないが、6か月（〇か月）以内に「B」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
6		「C」とはいえないが、6か月（〇か月）以内に「C」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
7		上記以外	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—
8	除細動器を植込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合及び質問事項1に「いいえ」と回答し、かつ、質問事項5に「はい」と回答した場合	植え込み後6か月を経過しており、過去3か月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下「D」という。）。	可	可	6か月後
9		除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療に	可	可	6か月後

		より回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下「E」という。）。			
10		植え込み後6か月を経過していないが、植え込み後7日を経過しており、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下「F」という。）。	可	可	6か月後
11		「D」とはいえないが、6か月（○か月）以内に「D」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（○か月間）	保留又は効力の停止（○か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
12		「E」とはいえないが、6か月（○か月）以内に「E」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（○か月間）	保留又は効力の停止（○か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
13		「F」とはいえないが、6か月（○か月）以内に「F」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（○か月間）	保留又は効力の停止（○か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
14		上記以外	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—
15	電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により除細動器を交換した場合	電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行い、当該交換後7日を経過しており、過去7日以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下「G」という。）。	可	可	6か月後
16		「G」とはいえないが、7日（○日）以内に「G」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（○日間）	保留又は効力の停止（○日間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
17		上記以外	番号1～14の取扱いによる	番号1～14の取扱いによる	—

別表第11（別記第5号、第6号様式の診断書に対応）

主治医の診断書（診断書の提出命令に係る診断書を除く。）及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準（再発性の失神でペースメーカーを植え込んでいる者）

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容		主治医の診断書を踏まえた判断	臨時適性検査を踏まえた判断	次回臨時適性検査
	具体的	内容			
1	ペースメーカーを植込み後に不整脈により意識を失ったことがある場合（質問事項1に「いいえ」と回答し、かつ、質問事項5に「はい」と回答した場合を除く。）  （別記第5号様式の診断書に対応）	植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下「A」という。）。	可	可	—
2		植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。以下「B」という。）。	可	可	—
3		植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下「C」という。）。	可	可	—
4		植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後X年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下「D」という。）（Xは1以上の整数）。	可	可	X年後
5		「A」とはいえないが、6か月（〇か月）以内に、「A」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
6		「B」とはいえないが、6か月（〇か月）以内に、「B」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
7		「C」とはいえないが、6か月（〇か月）以内に、「C」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
8		「D」とはいえないが、6か月（〇か月）以内に、「D」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
9		上記以外	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—



10	ペースメーカーを植込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合及び質問事項1	発作のおそれの観点から、運転を控えるべきである。	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—
11	に「いいえ」と回答し、かつ、質問事項5に「はい」と回答した場合  (別記第6号様式の診断書に対応)	「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきである。」が、6か月(○か月)以内に、「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止(○か月間)	保留又は効力の停止(○か月間)	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
		結果的に「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきである。」が、6か月(○か月)以内に、「今後X年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」と診断できる見込みがある。	保留又は効力の停止(○か月間)	保留又は効力の停止(○か月間)	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
12		上記以外	可	可	—

別表第12（別記第7号様式の診断書に対応）

主治医の診断書（診断書の提出命令に係る診断書を除く。）及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準（再発性の失神でその他の不整脈を原因とするもの）

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容		主治医の診断書を踏まえた判断	臨時適性検査を踏まえた判断	次回臨時適性検査
	具体的	内容			
1	その他の不整脈	発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	可	可	—
2		今後X年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（Xは1以上の整数。以下同じ。）。	可	可	X年後
3		「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」とはいえないが、6か月（○か月）以内に「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（○か月間）	保留又は効力の停止（○か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
4		「今後X年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」とはいえないが、6か月（○か月）以内に「今後X年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（○か月間）	保留又は効力の停止（○か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
5		上記以外	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—

別表第13（別記第18号様式の診断書に対応）

適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準（再発性の失神で植込み型除細動器を植え込んでいる者）

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容		適性検査又は診断書を踏まえた判断	次回臨時適性検査
	具体的	内容		
1	除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがある場合	植え込み後6か月を経過しており、過去3か月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下「A」という。）。	可	6か月後
2	（質問事項1に対して「いいえ」と回答し、かつ、質問事項5に「はい」と回答した場合を除く。）	植え込み後、意識を失ったのは不整脈以外が原因であり、この原因については治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下「B」という。）。	可	6か月後
3		植え込み後6か月を経過していないが、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、過去3か月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下「C」という。）。	可	6か月後
4		結果的に「A」とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月（〇か月）以内に「A」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
5		結果的に「B」とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月（〇か月）以内に「B」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
6		「C」とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、6か月（〇か月）以内に「C」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
7		上記以外	拒否又は取消し	—
8	除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合及び質問事項1に「いいえ」と回答し、かつ、質問事項5に「はい」と回答した場合	植え込み後6か月を経過しており、過去3か月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下「D」という。）。	可	6か月後
9		除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下「E」という。）。	可	6か月後
10		植え込み後6か月を経過していないが、植え込み後7日を経過しており、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえ	可	6か月後

		ない（以下「F」という。）。		
11		結果的に「D」とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月（〇か月）以内に「D」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
12		結果的に「E」とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月（〇か月）以内に「E」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
13		結果的に「F」とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月（〇か月）以内に「F」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
14		上記以外	拒否又は取消し	—
15	電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により除細動器を交換した場合	電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行い、当該交換後7日を経過しており、過去7日以内に不正脈発作が起こったことがなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下「G」という。）。	可	6か月後
16		結果的に「G」とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月（〇か月）以内に「G」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇日間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
17		上記以外	番号1～14の取扱いによる	—

別表第14（別記第19号、第20号様式の診断書に対応）

適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準（再発性の失神でペースメーカーを植え込んでいる者）

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容		適性検査を踏まえた判断	次回臨時適性検査
	具体的内容			
1	ペースメーカーを植込み後に不整脈により意識を失ったことがある場合（質問事項1に対して「いいえ」と回答し、かつ、質問事項5に「はい」と回答した場合を除く。）	植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下「A」という。）。	可	—
2		植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下「B」という。）。	可	—
3		植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下「C」という。）。	可	—
4		植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後X年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない(以下「D」という。)(Xは1以上の整数)	可	X年後
5		結果的に「A」とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月（〇か月）以内に「A」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
6		結果的に「B」とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月（〇か月）以内に「B」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
7		結果的に「C」とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月（〇か月）以内に「C」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
8		結果的に「D」とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月（〇か月）以内に「D」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
9		上記以外	拒否又は取消し	—

10	ペースメーカーを植込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合及び質問事項1	発作のおそれの観点から、運転を控えるべきである。	拒否又は取消し	—
11	に「いいえ」と回答し、かつ、質問事項5に「はい」と回答した場合  (別記第21号様式の診断書に対応)	結果的に「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきである。」が、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、6か月(〇か月)以内に、さらに「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止(〇か月間)	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
		結果的に「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきである。」が、6かか月(〇か月)以内に、「今後X年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」と診断できる見込みがある。	保留又は効力の停止(〇か月間)	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
12		上記以外	可	—

別表第15（別記第21号様式の診断書に対応）

適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準（再発性の失神でその他の不整脈を原因とするもの）

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容		適性検査又は診断書を踏まえた判断	次回臨時適性検査
	具 体 的 内 容			
1	その他の不整脈	発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	可	—
2		今後X年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない（Xは1以上の整数。以下同じ。）。	可	X年後
3		結果的に「今後X年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」とはいえないが、それは期間中に○ ○といった特殊な事情があったため、さらに6か月（○か月）以内に「今後X年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（○か月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
4		上記以外	拒否又は取消し	—

## 対応マニュアル（無自覚性の低血糖症のうち薬剤性低血糖症）

症 状 等	発作の時期等	対 応
1 インスリン注射（又は低血糖をもたらす薬）で意識を失ったことがあるが、現在は注射又は服薬を続けていない。		免許の取得等可能
2 インスリン注射（又は低血糖をもたらす薬）で意識を失ったことがあり、現在も注射又は服薬を続けているが、現在、医者にかかっていない。	1年より前に意識を失っている。（拒否又は取消し後の再申請ではない。）	臨時適性検査によつてのみ判断
3 インスリン注射（又は低血糖をもたらす薬）で意識を失ったことがあり、現在も医者にかかり注射又は服薬を続けているが、医師から「運転を控えるべきとはいえない」との指導を受けている。	1年より前に意識を失っている。（拒否又は取消し後の再申請ではない。）	免許の取得等可能
4 インスリン注射（又は低血糖をもたらす薬）で意識を失ったことがあり、現在も医者にかかり注射又は服薬を続けているが、医師から特に指導を受けていない。	1年より前に意識を失っている。（拒否又は取消し後の再申請ではない。）	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
5 インスリン注射（又は低血糖をもたらす薬）で意識を失ったことがあり、現在も医者にかかり注射又は服薬を続けているが、医師から「インスリンの量を変えたこと等によりしばらく運転を控えるように」等の指導を受けている。	1年より前に意識を失っている。（拒否又は取消し後の再申請ではない。）	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
6 インスリン注射（又は低血糖をもたらす薬）で意識を失ったことがあり、現在も注射又は服薬を続けている。	1年より前に意識を失っている。（拒否又は取消し後の再申請である。）	別紙1 無自覚性の低血糖症に関する質問票にて対応
	1年以内に意識を失っている。	別紙1 無自覚性の低血糖症に関する質問票にて対応
7 質問票の1の回答欄の「いいえ」にチェックを記入又は口頭での申告はないが、インスリン注射（又は低血糖をもたらす薬）で意識を失ったことがあり、医師から「インスリンの量を変えたこと等によりしばらく運転を控えるように」等の助言を受けている。		臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
8 質問票の1の回答欄の「いいえ」にチェックを記入又は口頭での申告はないが、医師から「前兆も自覚できていないし、血糖管理もできない状態である」との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。		説明を受けた状況では、免許取得は不可能であることを教示するが、本人が希望する場合には臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
9 最後に意識を失ったのは適性相談終了後である。ただし、適性相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。		別紙1 無自覚性の低血糖症に関する質問票にて対応
10 最後に意識を失ったのは安全運転相談終了前であり、医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けていない。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。		免許の取得等可能
11 最後に意識を失ったのは安全運転相談終了前であり、医師から「前兆も自覚できていないし、血糖管理もできない状態である」との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。		説明を受けた状況では、免許取得は不可能であることを教示するが、本人が希望する場合には臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
12 最後に意識を失ったのは安全運転相談終了前であり、医師から「インスリンの量を変えたこと等によりしばらく運転を控えるように」等の助言を受けている。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。		臨時適性検査又は主治医の診断書により判断





12	「G」とはいえないが、6月(○月)以内に、「G」と診断できることが見込まれる(当該期間内に意識消失後1年以上が経過する場合)。	保留又は効力の停止(○月間)	保留又は効力の停止(○月間)	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
13	「G」とはいえないが、6月(○月)以内に、「G」と診断できることが見込まれる(当該期間内に意識消失後1年以上が経過しない場合)。	臨時適性検査	保留又は効力の停止(○月間)	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
14	上記以外	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—

注 発作のおそれについては、前兆の自覚ができるかどうか及び血糖管理ができるかどうかにより判断する。

別表第18（別記第22号様式の診断書に対応）

適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準（無自覚性の低血糖症のうち薬剤性低血糖症）

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容	書適性検査を踏まえた又は診断	次回臨時適性検査
	具体的内容		
1	前兆を自覚できており、又は、血糖管理ができており、運転を控えるべきとはいえない。	可	—
2	結果的にいまだ「前兆を自覚できており、又は、血糖管理ができており、運転を控えるべきとはいえない」とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月（〇月）以内に、「前兆を自覚できており、又は、血糖管理ができており、運転を控えるべきとはいえない」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
3	上記以外	拒否又は取消し	—

注 発作のおそれについては、前兆の自覚ができるかどうか及び血糖管理ができるかどうかにより判断する。

## 対応マニュアル（無自覚性の低血糖症のうちその他の低血糖症）

症 状 等	対 応
1 腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患又はインスリン自己免疫症候群等で意識を失ったことはあるが、医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けていない。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
2 腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患又はインスリン自己免疫症候群等で意識を失ったことがあり、医師から「治療の方法を変えたので運転は控えるべき」との助言を受けている。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
3 腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患又はインスリン自己免疫症候群等で意識を失ったことがあり、医師から「再発のおそれがある」との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	説明を受けた状況では、免許取得は不可能であることを教示するが、本人が希望する場合には臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
4 質問票の1の回答欄の「いいえ」にチェックを記入又は口頭での申告はないが、医師から「発作のおそれがある」との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	説明を受けた状況では、免許取得は不可能であることを教示するが、本人が希望する場合には臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
5 質問票の1の回答欄の「いいえ」にチェックを記入又は口頭での申告はないが、医師から「治療の方法を変えたので運転は控えるべき」との助言を受けている。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
6 安全運転相談終了後に意識を失ったことがある。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
7 安全運転相談終了後に意識を失ったことはなく、医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けていない。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。	免許の取得等可能
8 安全運転相談終了後に意識を失ったことはないが、医師から「発作のおそれがある」との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。	説明を受けた状況では、免許取得は不可能であることを教示するが、本人が希望する場合には臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
9 安全運転相談終了後に意識を失ったことはないが、医師から「治療の方法を変えたので運転は控えるべき」との助言を受けている。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断

別表第20（別記第11号様式の診断書に対応）

主治医の診断書（診断書の提出命令に係る診断書を除く。）又は臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準（無自覚性の低血糖症のうちその他の低血糖（腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群、胃切除後低血糖、尿毒症に合併した低血糖等）

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容	主治医の診断書を踏まえた判断	臨時適性検査を踏まえた判断	次回臨時適性検査
	具体的内容			
1	発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。	可	可	—
2	今後X年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない（Xは1以上の整数。以下同じ。）。	可	可	X年後
3	「(今後X年程度であれば)発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない」とはいえないが、6月(○月)以内に、「(今後X年程度であれば)発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止(○月間)	保留又は効力の停止(○月間)	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
4	上記以外	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—

別表第21（別記第23号様式の診断書に対応）

適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準（無自覚性の低血糖症のうちその他の低血糖（腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群、胃切除後低血糖、尿毒症に合併した低血糖等）

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容	適性検査を踏まえた判断	次回臨時適性検査
	具体的内容		
1	発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。	可	—
2	今後X年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない（Xは1以上の整数。以下同じ。）。	可	X年後
3	結果的に「(今後X年程度であれば)発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない」とはいえないが、それは期間中に○と○といった特殊な事情があったため、さらに6月(○月)以内に、「(今後X年程度であれば)発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止(○月間)	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
4	上記以外	拒否又は取消し	—

## 別表第22

## 対応マニュアル（重度の眠気の症状を呈する睡眠障害）

症 状 等	対 応
1 別紙2 昼間の眠気の自己評価の点数が16点未満であり、医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けていない。	免許の取得等可能
2 別紙2 昼間の眠気の自己評価の点数が16点未満であるが、医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
3 別紙2 昼間の眠気の自己評価の点数が16点以上であり、現在、医者にかかっている。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
4 別紙2 昼間の眠気の自己評価の点数が16点以上であるが、現在、医者にかかっていない。	臨時適性検査によつてのみ判断

別表第23（別記第12号様式の診断書に対応）

主治医の診断書（診断書の提出命令に係る診断書を除く。）及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準（重度の眠気の状態を呈する睡眠障害）（昼間の眠気の自己評価（Epworth Sleepiness Scale）で合計点が16点以上の者）

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容	主治医の診断書を踏まえた判断	臨時適性検査を踏まえた判断	次回臨時適性検査
	具体的内容			
1	現在、睡眠障害でない。	可	可	—
2	現在、睡眠障害であり、眠気が生ずるおそれがあるが、軽度や中等度に限られる。	可	可	—
3	現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあるが、6月（〇月）以内に重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがある。	保留又は効力の停止（〇月間）	保留又は効力の停止（〇月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
4	現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあり、6月以内に重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがあるとはいえない。	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—
5	上記以外	臨時適性検査	—	—

別表第24（別記第24号様式の診断書に対応）

適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準（重度の眠気の状態を呈する睡眠障害）

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容	適性検査を踏まえた判断	次回臨時適性検査
	具体的内容		
1	重度の眠気が生じるおそれはない。	可	—
2	結果的にいまだ重度の眠気が生じるおそれがない旨の診断はできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月（〇月）以内に重度の眠気が生じるおそれがない旨の診断を行う見込みがある。	保留又は効力の停止（〇月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
3	上記以外	拒否又は取消し	—

別表第25

対応マニュアル（重度の眠気の症状を呈する睡眠障害（交通事故の原因が眠気である場合））

症 状 等	対 応
1 眠気の原因は、睡眠不足（疲労）等である。	免許の取得等可能（ただし、過労等運転に問われる場合はある。）
2 原因不明又は睡眠障害であるが、別紙2 昼間の眠気の自己評価の点数は16点未満である。	免許の取得等可能（ただし、過労等運転に問われる場合はある。）
3 原因不明又は睡眠障害で、別紙2 昼間の眠気の自己評価の点数が16点以上であり、現在、医者にかかっている。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
4 原因不明又は睡眠障害で、別紙2 昼間の眠気の自己評価の点数が16点以上であり、現在、医者にかかっていない。	臨時適性検査によつてのみ判断



## 対応マニュアル（脳卒中）

症 状 等	対 応
1 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血又は一過性脳虚血発作等で意識を失ったり、身体が発作的にけいれん又は麻痺を起こしたことがあるが、医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けていない。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
2 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血又は一過性脳虚血発作等で意識を失ったり、身体が発作的にけいれん又は麻痺を起こしたことがあり、医師から「発作のおそれがある」との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	説明を受けた状況では、免許取得は不可能であることを教示するが、本人が希望する場合には臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
3 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血又は一過性脳虚血発作等で意識を失ったり、身体が発作的にけいれん又は麻痺を起こしたことがあり、医師から「手術直後のため運転を控えるべき又は薬の量を変えたので運転は控えるべき」等の理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
4 質問票の1又は2の回答欄の「いいえ」にチェックを記入又は口頭での申告はないが、医師から「発作のおそれがある」との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	説明を受けた状況では、免許取得は不可能であることを教示するが、本人が希望する場合には臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
5 質問票の1又は2の回答欄の「いいえにチェックを記入又は口頭での申告はないが、医師から「手術直後のため運転を控えるべき又は薬の量を変えたので運転は控えるべき」等の理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
6 最後に意識を失ったり、身体が発作的にけいれん又は麻痺を起こしたのは、安全運転相談終了前であり、医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けていない。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。	免許の取得等可能
7 最後に意識を失ったり、身体が発作的にけいれん又は麻痺を起こしたのは、安全運転相談終了前であり、医師から「発作のおそれがある」との理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。	説明を受けた状況では、免許取得は不可能であることを教示するが、本人が希望する場合には臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
8 最後に意識を失ったり、身体が発作的にけいれん又は麻痺を起こしたのは、安全運転相談終了前であり、医師から「手術直後のため運転を控えるべき又は薬の量を変えたので運転は控えるべき」等の理由で免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断
9 最後に意識を失ったり、身体が発作的にけいれん又は麻痺を起こしたのは、安全運転相談終了後である。ただし、安全運転相談終了日が申請前1年以内であるものに限る。	臨時適性検査又は主治医の診断書により判断

別表第27（別記第13号様式の診断書に対応）

主治医の診断書（診断書の提出命令に係る診断書を除く。）及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準（脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍、高次脳機能障害その他脳疾患についても準用する。））

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容	主治医の診断書を踏まえた判断	臨時適性検査を踏まえた判断	次回臨時適性検査
	具体的内容			
1	下記2から7までの事項のいずれにも該当しない ・ 回復して脳梗塞等にかかっているとはいえない。 ・ 脳梗塞等にかかっているが、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。等	可	可	—
2	下記7の事項の障害が繰り返し生じているとはいえず、今後X年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない（Xは1以上の整数。以下同じ。）。	可	可	X年後
3	下記7の事項の障害が繰り返し生じているとはいえないものの、「発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない」とまではいえないが、6月（〇月）以内に「発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇月間）	保留又は効力の停止（〇月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
4	上記2とはいえないが、6月（〇月）以内に「今後X年間は、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇月間）	保留又は効力の停止（〇月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
5	下記7の事項の障害が繰り返し生じているとはいえないものの、「発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。」とはいえない。	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—
6	認知症に相当しない程度の意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等の障害が繰り返し生じている。	別表第29にて判断	別表第29にて判断	別表第29にて判断
7	以下の障害が繰り返し生じている。 ・ 認知症に相当する程度の意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害 ・ 免許の取消事由に相当する程度の身体の麻痺等の運動障害、視覚障害（視力障害、視野障害等）等	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—

注1 症状が慢性化した「見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等」については、認知症の基準にて判断する。

2 症状が慢性化した「運動障害（麻痺）、視覚障害（視力障害、視野障害等）及び聴覚障害」については、身体障害の基準にて判断する。

別表第28（別記第25号様式の診断書に対応）

適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準（脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍、高次脳機能障害その他脳疾患についても準用する。))

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容	適性検査を踏まえた又は診断	次回臨時適性検査
	具体的内容		
1	下記2から7までの事項のいずれにも該当しない。 ・ 完全に回復して脳梗塞等にかかっているとはいえない。 ・ 脳梗塞等にかかっているが、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。等	可	—
2	下記7の事項の障害が繰り返し生じているとはいえず、今後X年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない（Xは1以上の整数。以下同じ）。	可	X年後
3	下記7の事項の障害が繰り返し生じているとはいえず、結果的に「発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。」とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月（〇月）以内に「発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
4	結果的に上記2とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月（〇月）以内に「今後X年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
5	下記7の事項の障害が繰り返し生じているとはいえないものの、「発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。」とはいえない。	拒否又は取消し	—
6	認知症に相当しない程度の意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等の障害が繰り返し生じている。	別表第30にて判断	別表第30にて判断
7	以下の障害が繰り返し生じている。 ・ 認知症に相当する程度の意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害 ・ 免許の取消事由に相当する程度の身体の麻痺等の運動障害、視覚障害（視力障害、視野障害等）等	拒否又は取消し	—

注1 症状が慢性化した「見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等」については、認知症の基準にて判断する。

2 症状が慢性化した「運動障害（麻痺）、視覚障害（視力障害、視野障害等）及び聴覚障害」については、身体障害の基準にて判断する。

別表第29（第14号様式の診断書に対応）

主治医の診断書、臨時適性検査及び診断書提出命令の結果を踏まえた判断基準（認知症等（アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症、その他の認知症（甲状腺機能低下症・脳腫瘍・慢性硬膜下血腫・正常圧水頭症・頭部外傷後遺症等を原因とするもの。）及び認知機能の低下がみられ今後認知症になるおそれがある場合）

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容		主治医の診断書を踏まえた判断	臨時適性検査を踏まえた判断	次回臨時適性検査
	具体的	内容			
1	アルツハイマー型認知症（注）		拒否又は取消し	拒否又は取消し	—
2	レビー小体型認知症（注）		拒否又は取消し	拒否又は取消し	—
3	血管性認知症（注）		拒否又は取消し	拒否又は取消し	—
4	前頭側頭型認知症（注）		拒否又は取消し	拒否又は取消し	—
5	その他の認知症	6月（〇月）以内に回復する見込みがある。（注）	保留又は効力の停止（〇月間）	保留又は効力の停止（〇月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
6		6月以内に回復する見込みがない。（注）	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—
7		回復の見込みがない。	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—
8		上記以外	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—
9	認知症ではないが認知機能の低下が見られ今後認知症となるおそれがある。 ・ 「軽度の認知機能の低下が認められる」 ・ 「境界状態にある」 ・ 「認知症の疑いがある」等		可	可	6月後（ただし病状回復の場合を除く。）

- 注1 回復の見込みがあると診断される可能性がある認知症の原因としては、以下のものがあげられる。  
 甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等
- 2 相談対象者に対し、別記第14号様式の診断書を交付する場合は、別紙3の診断書記載ガイドラインも併せて交付するものとする。
- 3 認知症は、介護保険法第5条の2第1項に規定された（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態）ものとする。

別表第30（別記第26号様式の診断書に対応）

適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準（認知症等（アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症、その他の認知症（甲状腺機能低下症・脳腫瘍・慢性硬膜下血腫・正常圧水頭症・頭部外傷後遺症等を原因とするもの。）及び認知機能の低下がみられ今後認知症になるおそれがある場合））

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容		適性検査を踏まえた判断	次回臨時適性検査
	具体的内容			
1	アルツハイマー型認知症（注）		拒否又は取消し	—
2	レビー小体型認知症（注）		拒否又は取消し	—
3	血管性認知症（注）		拒否又は取消し	—
4	前頭側頭型認知症（注）		拒否又は取消し	—
5	その他の認知症	回復した。	可	—
6		結果的にいまだ回復した旨の診断はできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月（〇月）以内に、回復した旨の診断を行う見込みがある。（注）	保留又は効力の停止（〇月間）	適性検査受検・診断書提出命令に
7		回復の見込みがない。	拒否又は取消し	—
8		上記以外	拒否又は取消し	—
9	認知症ではないが認知機能の低下が見られ今後認知症となるおそれがある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「軽度の認知機能の低下が認められる」</li> <li>・ 「境界状態にある」</li> <li>・ 「認知症の疑いがある」等</li> </ul>		可	6月後（ただし病状回復の場合を除く。）

- 注1 回復の見込みがあると診断される可能性がある認知症の原因としては、以下のものがあげられる。  
 甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等
- 2 認知症は、介護保険法第5条の2第1項に規定された（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態）ものとする。

別表第31（別記第15号様式の診断書に対応）

主治医の診断書（診断書の提出命令に係る診断書を除く。）及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準（アルコールの中毒者）

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容	主治医の診断書を踏まえた判断	臨時適性検査を踏まえた判断	次回臨時適性検査
	具体的内容			
1	アルコール依存症（国際疾病分類（ICD-10）におけるF10.2からF10.9までに該当する症状）ではない。	可	可	—
2	アルコール依存症（国際疾病分類（ICD-10）におけるF10.2からF10.9までに該当する症状）であるが、断酒を継続し、かつ、アルコール使用による精神病性障害や健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害（アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等）のない状態を続け、再飲酒するおそれが低いと認められる。	可	可	—
3	上記2とはいえないが、6月（〇月）以内に、上記2と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇月間）	保留又は効力の停止（〇月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
4	上記以外	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—

別表第32（別記第27号様式の診断書に対応）

適性検査の受検命令等に基づく適性検査の結果等を踏まえた判断基準（アルコールの中毒者）

番号	診断書又は臨時適性検査の結果の内容	適性検査を踏まえた又は診断	次回臨時適性検査
	具体的内容		
1	アルコール依存症（国際疾病分類（ICD-10）におけるF10.2からF10.9までに該当する症状）ではない。	可	—
2	アルコール依存症（国際疾病分類（ICD-10）におけるF10.2からF10.9までに該当する症状）であるが、断酒を継続し、かつ、アルコール使用による精神病性障害や健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害（アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等）のない状態を続け、再飲酒するおそれが低いと認められる。	可	—
3	結果的に上記2とはいえないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月（〇月）以内に、上記2と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇月間）	適性検査受検・診断書提出命令にて対応
4	上記以外	拒否又は取消し	—



無自覚性の低血糖症である者に対する対応

「過去1年以内に意識消失を起こしたことがある方」及び「拒否・取消し後の再申請を行う方で過去1年以内に意識消失を起こしたことがない方」

無自覚性の低血糖症に対する質問票

氏 名 \_\_\_\_\_

インスリン等の影響により、低血糖状態になると意識障害になりますが、通常、意識障害になる前には汗、動悸、ふるえといった前兆があります。  
また、このような前兆が自覚できなくても、血糖を適切に調節することにより、意識障害にならないようにすることが出来る場合もあります。  
これに関連して、次の質問について、該当する項目に○印を付けてください。

問1 **（過去1年以内に意識消失を起こしたことがある方のみ）**

意識を失ったとき、意識障害の前兆として、発汗、頻脈、振戦（冷や汗、動悸、ふるえ）などを確実に自覚できなかったことがありますか。

- ① はい、あります。
- ② いいえ、ありません。

問2 現在（最近）の状態についてお尋ねします。

低血糖状態になったとき、意識障害の前兆として、発汗、頻脈、振戦（冷や汗、動悸、ふるえ）などを確実に自覚できますか。

- ① はい、できます。
- ② いいえ、できません。

問3 **（問2で「②いいえ、できません。」と回答した方及び「拒否・取消し後の再申請を行う方で過去1年以内に意識消失を起こしたことがない方」のみ）**

インスリンの量を減らしたり、あるいは、糖分を摂取したりすることなど（※）により、運転中に意識障害にならないように確実に対処することができますか。

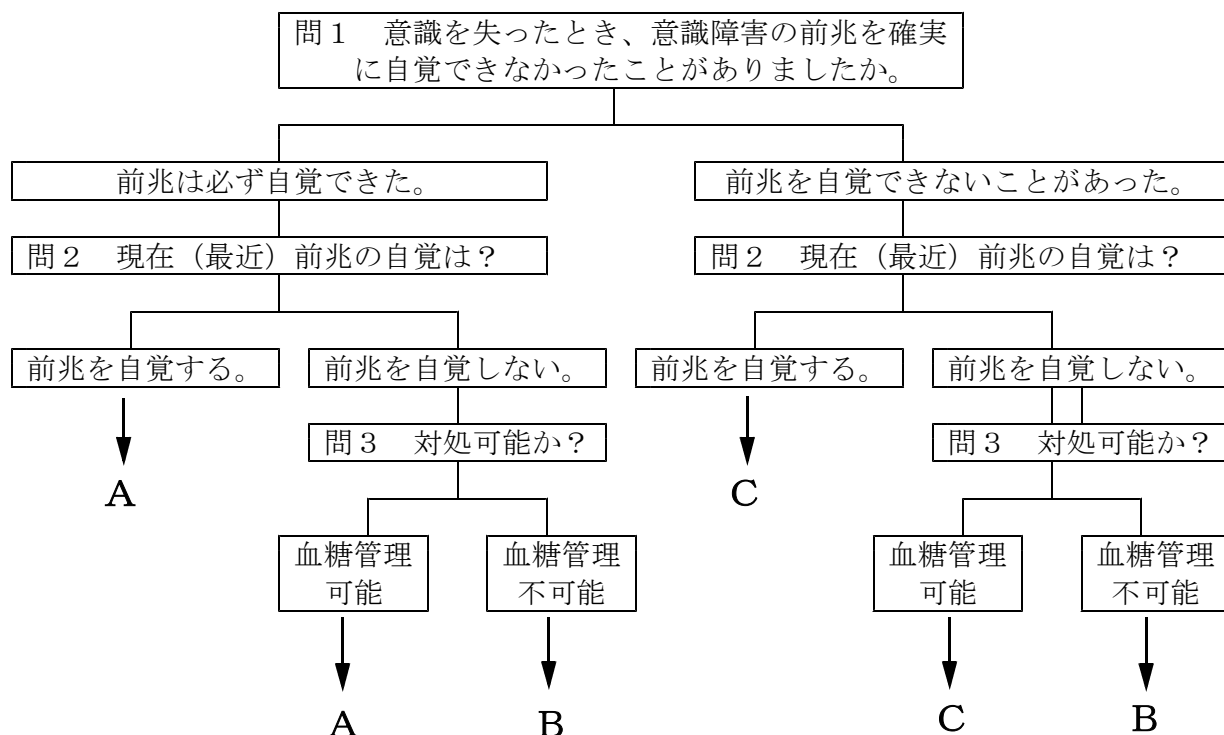
- ① はい、できます。
- ② いいえ、できません。

※ 他の対処方法としては、「血糖自己測定をして運転の可否を判断する」、「空腹のまま運転しないように気を付ける」などがあげられる。



(継続1)

1 過去1年以内に意識消失を起こしたことがある方に対する対応の基準



2 過去1年以内に意識消失を起こしたことがある方に対する対応

A 説明に沿った主治医の診断書があれば免許取得可能であることを教示する。ただし、そのような診断書が提出されなかった場合には、臨時適性検査により判断する。

- ① 意識消失時及び現在（最近）とも前兆を自覚している場合
- ② 意識消失時前兆を自覚し、現在（最近）は前兆を自覚しないが、意識消失を回避するよう血糖管理ができる場合

B 説明を受けた状況では、免許取得は不可能であることを教示する。ただし、本人が希望する場合には臨時適性検査又は主治医の診断書により判断する。

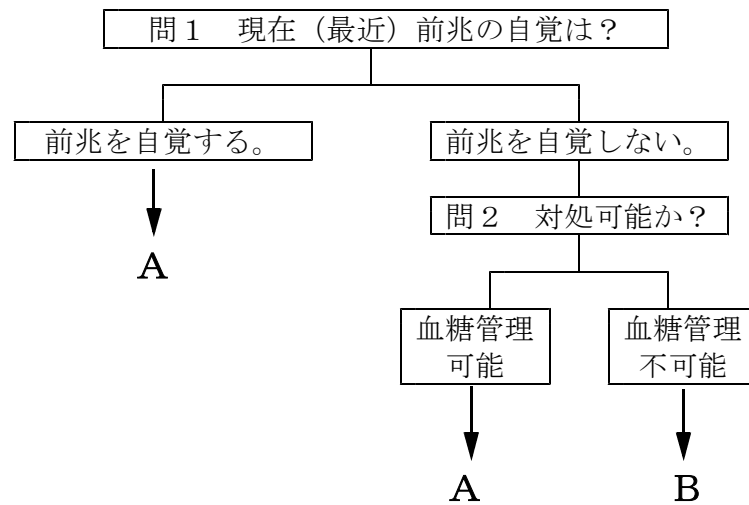
- ① 意識消失時には前兆を自覚したが、現在（最近）は前兆の自覚がなく、かつ、意識消失を回避するよう血糖管理ができない場合
- ② 意識消失時及び現在（最近）とも前兆の自覚がなく、意識消失を回避するよう血糖管理ができない場合

C 臨時適性検査により判断する。（主治医の診断書があったとしても最終的には臨時適性検査により判断する。診断書はその際の参考資料とする。）

- ① 意識消失時には前兆を自覚しなかったが、現在（最近）は前兆を自覚している場合
- ② 意識消失時及び現在（最近）とも前兆の自覚はないが、現在（最近）、意識消失を回避するよう血糖管理ができる場合

(継続2)

- 1 拒否・取消し後の再申請を行う方で過去1年以内に意識消失を起こしたことがない方に対する対応の基準



- 2 拒否・取消し後の再申請を行う方で過去1年以内に意識消失を起こしたことがない方に対する対応

A 説明に沿った主治医の診断書があれば免許取得可能であることを教示する。ただし、そのような診断書が提出されなかった場合には、臨時適性検査により判断する。

- ① 現在(最近)前兆を自覚している場合
- ② 現在(最近)、前兆の自覚はないが、意識消失を回避するよう血糖管理ができる場合

B 説明を受けた状況では、免許取得は不可能であることを教示する。ただし、本人が希望する場合には臨時適性検査又は主治医の診断書により判断する。

- 現在(最近)、前兆の自覚がなく、意識消失を回避するよう血糖管理もできない場合



診断書記載ガイドライン（認知症用）

	<p>1 住 所</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 昭和・平成 年 月 日</p>
	<p>2 診断</p> <p>(1) 病名</p> <p>→ <b>認知症とは、介護保険法第5条の2第1項に規定された認知症をいう。</b></p> <p>※ アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。）により、日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態とする。</p> <p>→ <b>ア～キの中から該当する診断名の記号を○で囲む。</b></p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <p>ア アルツハイマー型認知症</p> <p>イ 血管性認知症</p> <p>ウ 前頭側頭型認知症</p> <p>エ レビー小体型認知症</p> <p>オ その他の認知症（ ）</p> </div> <p><b>選 択 する</b> → <b>上記その他の認知症を選択した場合のみ、裏面4の現時点での病状欄の項目を選択する。</b></p> <p>カ 認知症ではないが認知機能の低下が見られ今後認知症となるおそれがある。（軽度の認知機能の低下が認められる・境界状態にある・認知症の疑いがある等。）</p> <p>→ <b>上記記号を選択した場合、原則として6か月後に再度診断書にて判断することとなります。</b></p> <p>キ 認知症ではない</p> <p>(2) 所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症、身体所見などについて記載する。記憶障害、見当識障害、注意障害、失語、失行、失認、実行機能障害、視空間認知の障害等の認知機能障害や、人格・感情の障害等の具体的状態について記載する。）</p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <p><input type="checkbox"/> 日常生活に現に支障が生じている。（支障が生じる程度にまで、記憶機能及びその他の認知機能が低下している状態を含む。）</p> <p><input type="checkbox"/> 認知症やその他の要因に基づく脳の器質的な変化を考慮すると、支障が生じていることが明らかである。</p> <p><input type="checkbox"/> 日常生活に支障は生じていない。</p> <p><input type="checkbox"/> その他（下記に理由を記載してください）</p> </div> <p><b>選 択 する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どのような日常生活上の変化がいつ頃からみられたか。</li> <li>・ 本診断書作成時の状態</li> <li>・ 認知症の重症度（Clinical Dementia Rating (CDR), Functional Assessment Staging (FAST)など、あるいは、必ずしも重症度の基準ではないが、認知症高齢者の日常生活自立度を記載。</li> <li>・ 同居・独居の有無、介護者の有無など</li> <li>・ 記憶障害・見当識障害・注意障害は、その内容と程度を記載</li> <li>・ 失語・失行・失認があればその内容を記載</li> <li>・ 実行機能障害があればその内容と程度を記載</li> <li>・ 視空間認知の障害があればその内容と程度を記載</li> <li>・ 人格・感情の障害等があればその内容と程度を記載</li> </ul>

3 身体・精神の状態に関する検査結果 (実施した検査にチェックして結果を記載)

→ 認知機能検査・神経心理学的検査、臨床検査 (画像検査を含む) は原則として全て行う。

認知機能検査・神経心理学的検査

MMSE       HDS-R       WMS-R       CDT

ABC-DS       MoCA       MoCA-J

その他 (実施検査名 )

未実施 (未実施の場合チェックし、理由を記載)

→ 未実施・検査不能の場合にはその理由を記載する。(本人が拒否など)

臨床検査 (画像検査を含む)

CT       MRI       SPECT       PET       その他 ( )

未実施 (未実施の場合チェックし、理由を記載)

検査不能 (検査不能の場合チェックし、理由を記載)

→ 認知症の診断と関連する臨床検査結果 (頭部CT、MRI、SPECT、PET等の画像検査、あるいは特記すべき血液生化学検査、脳脊髄液検査など) を記載する。

その他の検査

→ 上記以外の検査結果 (MIBG心筋シンチグラフィ等) を記載する。

4 現時点での病状 (混合型を含む4大認知症 (アルツハイマー型・レビー小体型・血管性・前頭頭頂型) を除く、改善見込み等についての意見)

→ 2の(1)にて、「オ その他の認知症」を選択した場合のみ記載する。

※ 前頁2オに該当する場合 (甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等) のみ記載

選  
択  
す  
る

(1) 上記病気がついて6か月以内 (または6か月より短期間 (      か月間) ) に回復する見込みがある。  
(1)を○で囲んだ場合には、空欄又は空欄内に当該期間 (1月～5月) を記載する。

(2) 上記病気について6か月以内に回復する見込みがない。

(3) 上記病気について回復の見込みがない。

5 その他参考事項

→ 病名が認知症でも、日常生活に支障がない場合は運転可となる可能性が高い。

→ 2の(1)のオ (認知機能の低下など) を選択した場合は、運転可となる可能性が高い。

(認知機能の低下の場合、6か月後に再度診断書の内容で運転の可否を判断する。)

以上のとおり診断します。

年      月      日

病院または診療所の名称・所在地

→ 認知症疾患医療センターに指定されている機関である場合にはその旨についても記載する。

担当診療科名

担当医師名

※ 押印は不要

→ 日本認知症学会、老年精神医学会等の学会認定専門医である場合にはその旨を記載する。

※ A 4 版表裏印刷で使用。A 3 版 1 枚印刷も可。



#### 4 特記すべき事項

- ア 一般的な再発リスク以上のリスクはない。
- イ ある事情により一般的な再発リスク以上の再発リスクがあるが、これまでの経過等から、そのときにも「安全な運転に必要な能力」を欠く状態とはならないと判断される。
- ウ ある事情により一般的な再発リスク以上の再発リスクがあり、これまでの経過等から、そのときにも「安全な運転に必要な能力」を欠く状態となるが、その場合には自らの判断で運転を自制できる。
- エ 特記すべき事項なし
- オ その他

#### 〈記載する内容〉

ア～ウを選択した場合、「3 現時点での症状」は「ア」を選択していないと矛盾となる。

エを選択した場合で、「3 現時点での症状」は「ア」を選択している場合は、6か月後再度診断書で判断することとなる。

数年（運転免許の有効年を基準に最長5年）の間、病状の安定が期待できる場合は「5 その他」欄に、「X（※5以下の整数）年後に再度判断が必要である。」などの記載をすることとなる。

#### 〈記載する内容〉

今後予想される経過及び参考事項、「3 現時点での症状」の判断の根拠等を記載する。統合失調症等の一般的な再発リスクを有するのみであればその旨を記載する。

これまで頻回の再発がある、医師の勧告に従わないなど特殊事情があるときには、それも記載する。

今後予想される経過が記載できない場合は、記載する必要はない。この場合、警察庁の見解によれば、公安委員会は、定期的（半年に1回など）に症状を確認することとなる。

今後x年程度（xは1以上の整数）の経過が予想できるのであれば、その旨を記載する。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。 年 月 日

病院等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

※ 押印は不要

#### 〈記載する内容〉

「専門医」とは、公安委員会の指定する専門医の意味であり、日本精神神経学会の精神科専門医を意味するものではない。通常の診断書では「主治医」のみを○で囲む。

## 病気別診断書様式・判断基準対応表（主治医の診断書用）

診断書様式	該当する主な病気	判断基準	ガイドライン等
1	統合失調症、そううつ病（双極性障害） その他（急性一過性精神病性障害、持続性 妄想障害等）の精神障害	1	診断書記載ガイ ドライン （別紙4）
2	てんかん	4	
3	再発性の失神（反射性（神経調節性）失神で 意識を失ったことがある場合。）	7	
4	再発性の失神（植込み型除細動器を植え込ん でいる場合。）	10	
5	再発性の失神（ペースメーカーを植え込み後 の意識消失がなく、不整脈が理由で医師から 運転を控えるよう助言を受けていない場合。）	11	
6	再発性の失神（ペースメーカーを植え込み後 の意識消失がなく、医師から不整脈を理由と して運転を控えるよう助言を受けている場合。）	11	
7	再発性の失神（その他特定の不整脈又はその 他失神を原因とする場合。）	12	
8	無自覚性の低血糖のうち薬剤性低血糖で 過去1年以内に意識消失がない場合 （拒否・取消しを受けた後の再申請を除く。）	17	無自覚性低血糖 に対する質問票 （別紙1）
9	無自覚性の低血糖のうち薬剤性低血糖で 過去1年以内に意識消失がない場合 （拒否・取消しを受けた後の再申請に限る。）	17	無自覚性低血糖 に対する質問票 （別紙1）
10	無自覚性の低血糖のうち薬剤性低血糖で 過去1年以内に意識消失がある場合	17	無自覚性低血糖 に対する質問票 （別紙1）
11	無自覚性の低血糖症のうちその他の低血糖 （胃切除後低血糖・肝疾患等）	20	無自覚性低血糖 に対する質問票 （別紙1）
12	重度の眠気症状を呈する睡眠障害	23	昼間の眠気の自 己評価 （別紙2）
13	脳卒中（脳梗塞・脳出血・くも膜下出血・ 一過性脳虚血発作・脳動脈瘤破裂・脳腫瘍・ 高次脳機能障害その他脳疾患）	27	
14	認知症等（アルツハイマー型認知症・血管性 認知症及びその他の認知症（甲状腺機能低下 症・正常圧水頭症）・認知機能の低下等）	29	診断書記載ガイ ドライン （別紙3）
15	アルコール依存症	31	



病気別診断書様式・判断基準対応表  
 (免許の保留又は停止処分・適性検査の受検命令等を受けた場合の診断書用)

診断書様式	該当する主な病気	判断基準	ガイドライン
1	統合失調症、そううつ病（双極性障害） その他（急性一過性精神病性障害、持続性 妄想障害等）の精神障害	2	診断書記載ガイド ライン （別紙4）
16	てんかん	5	
17	再発性の失神（反射性（神経調節性）失神で 意識を失ったことがある場合。）	8	
18	再発性の失神（植込み型除細動器を植え込んで いる場合。）	13	
19	再発性の失神（ペースメーカーを植え込み後の 意識消失がなく、不整脈が理由で医師から 運転を控えるよう助言を受けていない場合。）	14	
20	再発性の失神（ペースメーカーを植え込み後の 意識消失がなく、医師から不整脈を理由と して運転を控えるよう助言を受けている場合。）	14	
21	再発性の失神（その他特定の不整脈又はその 他失神を原因とする場合。）	15	
22	無自覚性の低血糖のうち薬剤性低血糖	18	
23	無自覚性の低血糖症のうちその他の低血糖	21	
24	重度の眠気症状を呈する睡眠障害	24	
25	脳卒中（脳梗塞・脳出血・くも膜下出血・ 一過性脳虚血発作・脳動脈瘤破裂・脳腫瘍 ・高次脳機能障害その他脳疾患）	28	
26	認知症等（アルツハイマー型認知症・血管性 認知症及びその他の認知症（甲状腺機能低下 症・正常圧水頭症）・認知機能の低下等）	30	
27	アルコール依存症	32	診断書記載ガイド ライン （別紙3）



# 診 断 書

てんかん

(公安委員会提出用)

1	住 所 氏 名 生年月日 昭和・平成 年 月 日
2	医学的判断 (1) 病名  (2) 所見 (現病状・現在症・重症度・治療経過等) ※ 初診日: 年 月 日 ※ 入院期間: 年 月 日から 年 月 日まで ※ 最終発作日 年 月 日: 最終発作日における意識消失の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※ 最終発作時に意識消失がない場合の直近における意識消失発作日 年 月 日  ※ 現治療状況: 完治 ( 年 月 日 ) ・通院・入院中・その他 ( )
3	現時点での病状 (運動能力及び改善の見込み) についての意見 (○印を付したもの。※は空欄又は5以下の整数) ア 過去5年以上発作がなく、今後発作が起こるおそれはないと認められる。 イ 発作が過去2年以内になく、今後 (※ ) 年程度であれば発作が起こるおそれはないと認められる。 ウ 初診日から1年間の経過観察後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分 (焦点性) 発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれはないと認められる。 → 前医からの継続で1年以上の経過観察を行っている場合、特記事項欄に内容を記載してください。 エ 初診日から2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後は症状の悪化のおそれはないと認められる。 → 前医からの継続で2年以上の経過観察を行っている場合、特記事項欄に内容を記載してください。 オ 初診日から1年未満だが6か月以上の経過観察を行っており、意識障害及び運動障害を伴わない単純部分 (焦点性) 発作に限られ、6か月 (※ か月) 以内にウの診断ができる見込みがある。 カ 初診日から2年未満だが1年6か月以上の経過観察を行っており、発作が睡眠中に限られていることから、6か月 (※ か月) 以内にエの診断ができる見込みがある。 キ 最終発作日から4年6か月以上経過しており、6ヶ月 (※ か月) 以内にアの診断ができる見込みがある。 ク 最終発作日から2年未満だが1年6か月以上経過しており、6か月 (※ か月) 以内にイの診断ができる見込みがある。 ケ 過去2年以内に発作を起こした。(上記アからクのいずれにも該当しない。) コ 今後発作を起こすおそれがある。 → コを選択した場合は、下記の特記事項欄に理由を記載してください。 サ その他 ( ) → サを選択した場合は、下記の特記事項欄に理由を記載してください。
4	特記事項

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院等の名称・所在地  
担当診療科名

担当医師名





(裏面)

- (4) 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行った場合
- ア 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以上経過しており、その間意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
- イ 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以内（ 日以内）にアと診断できる見込みがある。（括弧内は6以下の整数）

4 特記事項

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院等の名称・所在地  
担当診療科名

担当医師名

## 診 断 書

再発性の失神（ペースメーカーを植え込んでいる者で、植え込み後は不整脈により意識を失ったことがある場合、及び過去5年以内に不整脈により意識を失ったことがなく、不整脈を理由として医師から運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている者を除く。）

(公安委員会提出用)

1 住 所 氏 名 生年月日 昭和・平成 年 月 日
2 医学的判断 (1) 病名  (2) 所見（現病状・現在症・重症度・治療経過等） ※ 初診日： 年 月 日 ※ 入院期間： 年 月 日から 年 月 日まで ※ ペースメーカー植え込みの日： 年 月 日  ※ 現治療状況：完治（ 年 月 日） 通院（加療・治療）中・入院中・その他（ ）
3 現時点での病状（運動能力及び改善の見込み）についての意見（○印を付したもの。※は5以下の整数） ア 植え込み後、意識を失ったのは、（ ）が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 イ 植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 ウ 植え込み後、意識を失ったのは（ ）が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 エ 植え込み後、意識を失ったのは（ ）が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後（※ ）年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 ----- オ 上記アとはいえないが、6か月（※ ）か月以内にアの診断ができる見込みがある。 カ 上記イとはいえないが、6か月（※ ）か月以内にイの診断ができる見込みがある。 キ 上記ウとはいえないが、6か月（※ ）か月以内にウの診断ができる見込みがある。 ク 上記エとはいえないが、6か月（※ ）か月以内にエの診断ができる見込みがある。 ケ 上記アからクまでのいずれにも該当しない。
4 特記事項

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院等の名称・所在地  
担当診療科名

担当医師名











## 診 断 書

無自覚性の低血糖症のうち薬剤性低血糖症で過去1年以内に意識消失がある場合  
(公安委員会提出用)

1 住 所 氏 名 生年月日 昭和・平成 年 月 日
2 医学的判断 (1) 病名  (2) 所見 (現病状・現在症・重症度・治療経過等) ※ 初診日: 年 月 日 ※ 入院期間: 年 月 日から 年 月 日まで  ※ 現治療状況: 完治 ( 年 月 日 ) 通院 (加療・治療) 中・入院中・その他 ( )
3 現時点での病状 (運動能力及び改善の見込み) についての意見 (○印を付したものを。※は空欄又は5以下の整数) ア 前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識消失も前兆が自覚できる状態で起きている。 イ 前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識消失も血糖管理ができる状態で起きている。 ウ 血糖管理ができており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識消失も、前兆が自覚できる状態で起きている。 エ 血糖管理ができており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識消失も、血糖管理ができる状態で起きている。 ----- オ (意識消失時には運転を控えるべき状況にあったが) その後の治療により、現時点では、前兆を自覚できており又は血糖管理ができており、運転を控えるべきとはいえない。 カ 上記オとはいえないが、6か月 (※ か月) 以内にオの診断ができる見込みがある。(当該期間内に意識消失後1年以上が経過する場合) キ 上記オとはいえないが、6か月 (※ か月) 以内にオの診断ができる見込みがある。(当該期間内に意識消失後1年以上が経過しない場合) ク 上記アからキまでのいずれにも該当しない。
4 特記事項

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院等の名称・所在地  
担当診療科名

担当医師名



# 診 断 書

重度の眠気の症状を呈する睡眠障害

(公安委員会提出用)

1	住 所  氏 名  生年月日 昭和・平成 年 月 日
2	医学的判断 (1) 病名  (2) 所見 (現病状・現在症・重症度・治療経過等) ※ 初 診 日 : 年 月 日 ※ 入院期間 : 年 月 日から 年 月 日まで  <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin: 10px 0;"></div> ※ 現治療状況 : 完治 ( 年 月 日 ) 通院 (加療・治療) 中・入院中・その他 ( )
3	現時点での病状 (運動能力及び改善の見込み) についての意見 (○印を付したもの。※は空欄又は5以下の整数) ア 現在、睡眠障害ではない。 イ 現在、睡眠障害であり、眠気が生ずるおそれがあるが、軽度や中等度に限られる。 ----- ウ 現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあるが、6か月 (※ か月) 以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがある。 エ 現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあり、6か月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがあるとはいえない。 オ 上記アからエまでのいずれにも該当しない。
4	特記事項

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院等の名称・所在地  
担当診療科名

担当医師名

## 診 断 書

脳卒中（脳梗塞、脳出血、一過性脳虚血発作等、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍、高次脳機能障害その他脳疾患についても準用する。）  
（公安委員会提出用）

1	住 所  氏 名  生年月日 昭和・平成 年 月 日
2	<p>医学的判断</p> <p>(1) 病名（てんかんを発症している場合は別記第2号様式の作成を、認知症を発症している場合は病名を併記し、特記事項に記載願います。）</p> <p>(2) 所見（現病状・現在症・重症度・治療経過等）</p> <p>※ 初診日： 年 月 日</p> <p>※ 入院期間： 年 月 日から 年 月 日まで</p>
3	<p>現時点での病状（運動能力及び改善の見込み）についての意見（※は空欄又は5以下の整数）</p> <p>→ (1)から(3)の数字ではなく、<u>カナ記号を選択してください。</u></p> <p>(1) 病気の症状（発作のおそれの観点等）から運転を控えるべきとはいえない。</p> <p>ア 回復している、又は運転操作に影響が生じない程度の運動障害等があるが、発作のおそれの観点からは運転を控えるべきとはいえない。</p> <p>イ 発作のおそれの観点から、今後（※ ）年程度であれば、運転を控えるべきとはいえない。</p> <p>ウ 認知症に相当しない程度の意識障害・見当識障害・記憶障害・判断障害・注意障害等の障害が繰り返し生じている。（「軽度の認知機能の低下がある。」「境界状態にある。」を含む。）</p> <p>→ <b>ウを選択した場合で1年程度なら病状が変わらない場合は、下記特記事項欄にその旨を記載してください。</b></p> <p>エ 運転操作に影響が生じる程度の運動障害、視覚障害等の症状が残存しており適性検査が必要と認められる。</p> <p>→ <b>エを選択した場合は、下記の該当項目にチェックしてください。</b></p> <p><input type="checkbox"/> 運動障害 <input type="checkbox"/> 複視・視野欠損等 <input type="checkbox"/> 失語 <input type="checkbox"/> 同名性半盲 <input type="checkbox"/> 聴覚障害 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(2) 病気の症状（発作のおそれの観点等）から運転を控えるべきであるが、6か月以内に回復の可能性がある。</p> <p>ア 上記(1)のアとまではいえないが、6（※ ）月以内に、上記アと診断できることが見込まれる。</p> <p>イ 上記(1)のアとまではいえないが、6（※ ）月以内に、今後（ ）年程度であれば、上記(1)のアと診断できることが見込まれる。</p> <p>(3) 病気の症状（発作のおそれの観点等）から運転を控えるべきである。</p> <p>ア 認知症に相当する程度の意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等が繰り返し生じている。</p> <p>イ 免許の取消事由に相当する程度の身体の麻痺等の運動障害、視力障害、視野障害等が繰り返し生じている。</p> <p>ウ 上記(3)のア及びイとはいえないものの、発作のおそれの観点から運転を控えるべきである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>&lt;特記事項&gt;（下記の該当項目にチェックしてください。）</p> <p>※ 記憶機能及びその他認知機能の低下 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない ※ 日常生活に支障が <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない</p> <p>※ 検査及び検査結果</p> <p><input type="checkbox"/> MMSE（ ）点 <input type="checkbox"/> HDS-R（ ）点 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>※ 認知症の所見又は特記事項</p> </div>

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院等の名称・所在地  
担当診療科名

担当医師名





3 身体・精神の状態に関する検査結果

→ 実施した検査にチェックして結果を記載してください。

認知機能検査・神経心理学的検査

→ 未実施の場合はその理由を記載してください。

MMSE       HDS-R       WMS-R       CDT

ABC-DS       MoCA       MoCA-J

その他の検査（実施検査名 \_\_\_\_\_）

未実施（未実施の場合チェックし、理由を記載）

臨床検査（画像検査を含む）

→ 未実施の場合はその理由を記載してください。

CT       MRI       SPECT       PET       その他（ \_\_\_\_\_ ）

未実施（未実施の場合チェックし、理由を記載）

その他の検査

4 現時点での病状（混合型を含む4大認知症（アルツハイマー型・レビー小体型・血管性・前頭側頭型）を除く

病気の改善見込み等についての意見）（※は空欄又は5以下の整数）

→ 甲状腺機能低下症、脳腫瘍、硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等に該当する場合のみ

(1) 上記病気が、6か月以内（または6か月より短期間（※ \_\_\_\_\_ か月間））に回復する見込みがある。

(2) 上記病気について6か月以内に回復する見込みがない。

(3) 上記病気について回復の見込みがない。

5 特記事項

以上のおり診断します。

年 月 日

病院または診療所の名称・所在地  
担当診療科名

担当医師名

# 診 断 書

アルコールの中毒者

(公安委員会提出用)

1	住所 氏名 生年月日 昭和・平成 年 月 日
2	<p>医学的判断</p> <p>(1) 病名 (F )</p> <p>(2) 所見 (現病状・現在症・重症度・治療経過等)</p> <p>※ 初診日： 年 月 日</p> <p>※ 入院期間： 年 月 日から 年 月 日まで</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin: 10px 0;"></div> <p>※ 現治療状況：完治 ( 年 月 日 ) 通院 (加療・治療) 中・入院中・その他 ( )</p>
3	<p>現時点での病状 (運動能力及び改善の見込み) についての意見 (○印を付したもの。※は5以下の整数。)</p> <p>ア アルコール依存症 (国際疾病分類 (ICD-10) におけるF10.2からF10.9までに該当する症状) ではない。</p> <p>イ アルコール依存症 (国際疾病分類 (ICD-10) におけるF10.2からF10.9までに該当する症状) であるが、断酒を継続し、かつ、アルコール使用による精神病性障害や健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害 (アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等) のない状態を続け、再飲酒するおそれが低いと認められる。</p> <p>-----</p> <p>ウ 上記イとはいえないが、6か月 (※ か月) 以内にイの診断ができる見込みがある。</p> <p>エ 上記アからウまでのいずれにも該当しない。</p>
4	特記事項

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院等の名称・所在地  
担当診療科名

担当医師名

## 診 断 書

てんかん（別記第2号様式の結果に基づき保留又は停止の処分を受け、適性検査の受検命令等を受けた場合）  
（公安委員会提出用）

1	住 所 氏 名 生年月日 昭和・平成 年 月 日
2	医学的判断 (1) 病名  (2) 所見（現病状・現在症・重症度・治療経過等） ※ 初診日： 年 月 日 ※ 入院期間： 年 月 日から 年 月 日まで ※ 最終発作日： 年 月 日：最終発作日の意識消失の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※ 最終発作時に意識消失がない場合の直近における意識消失発作日 年 月 日  ※ 現治療状況：完治（ 年 月 日）・通院・入院中・その他（ ）
3	現時点での病状（運動能力及び改善の見込み）についての意見（○印を付したもの。※は空欄又は5以下の整数） ア 過去5年以上発作がなく、今後発作が起こるおそれはないと認められる。 イ 発作が過去2年以内になく、今後(※ )年程度であれば発作が起こるおそれはないと認められる。 ウ 初診日から1年間の経過観察後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分（焦点性）発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれはないと認められる。 → 前医からの継続で1年以上の経過観察を行っている場合、特記事項欄に内容を記載してください。 エ 初診日から2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後は症状の悪化のおそれはないと認められる。 → 前医からの継続で2年以上の経過観察を行っている場合、特記事項欄に内容を記載してください。 ----- オ 結果的にいまだ前記ウとはいえないが、それは期間中に（ ）と いった特殊な事情があったため、さらに6か月(※ )以内にウの診断ができる見込みがある。 カ 結果的にいまだ前記エとはいえないが、それは期間中に（ ）と いった特殊な事情があったため、さらに6か月(※ )以内にエの診断ができる見込みがある。 キ 結果的にいまだ前記アとはいえないが、それは期間中に（ ）と いった特殊な事情があったため、さらに6か月(※ )以内にアの診断ができる見込みがある。 ク 結果的にいまだ前記イとはいえないが、それは期間中に（ ）と いった特殊な事情があったため、さらに6か月(※ )以内にイの診断ができる見込みがある。 ケ 過去2年以内に発作を起こした。（上記アからクのいずれにも該当しない。） コ 今後発作を起こすおそれがある。 → コを選択した場合は、下記の特記すべき事項欄に理由を記載してください。 サ その他（ ） → サを選択した場合は、下記の特記すべき事項欄に理由を記載してください。
4	特記事項

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院等の名称・所在地  
担当診療科名

担当医師名

## 診 断 書

再発性の失神（反射性（神経調節性）失神で意識を失ったことがある場合であり、別記第3号様式の結果に基づき保留又は停止の処分を受け、適性検査の受検命令等を受けた場合）

（公安委員会提出用）

1	住 所 氏 名 生年月日 昭和・平成 年 月 日
2	<p>医学的判断</p> <p>(1) 病名</p> <p>(2) 所見（現病状・現在症・重症度・治療経過等）</p> <p>※ 初 診 日： 年 月 日</p> <p>※ 入院期間： 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>※ 現治療状況：完治（ 年 月 日） 通院（加療・治療）中・入院中・その他（ ）</p>
3	<p>現時点での病状（運動能力及び改善の見込み）についての意見（○印を付したもの。※は5以下の整数）</p> <p>過去5年以内に反射性（神経調節性）失神で意識を失ったことはあるが</p> <p>ア 発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。</p> <p>イ 結果的にいまだ前記アとはいえないが、それは期間中に（ ）と いった特殊な事情があったため、さらに6か月（※ か月）以内にアの診断ができる見込みがある。</p> <p>ウ 上記ア又はイのいずれにも該当しない。 → <b>ウを選択した場合は、必要に応じて下記の特記事項欄に記載してください。</b></p>
4	特記事項

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院等の名称・所在地  
担当診療科名

担当医師名

(表面)  
診 断 書

再発性の失神（不整脈を原因とする失神（除細動器を植え込んでいる者）であって、別記第4号様式の結果に基づき保留又は停止の処分を受け、適性検査の受検命令等を受けた場合）

（公安委員会提出用）

1	住 所  氏 名  生年月日 昭和・平成 年 月 日
2	医学的判断 (1) 病名  (2) 総合所見（現病状・現症状・重症度・治療経過、治療状況等） ※ 初診日： 年 月 日 ※ 入院期間： 年 月 日から 年 月 日まで ※ 除細動器植え込みの日： 年 月 日  <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>
3	現時点での病状（改善の見込み等）についての意見（○印を付したもの。※は空欄又は5以下の整数） (1) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがある場合 ア 植え込み後6か月を経過しており、過去3か月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。（6か月後、別記第4号様式の診断書提出） イ 意識を失ったのは不整脈以外が原因（ ）であり、この原因については、治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。（6か月後、別記第4号様式の診断書提出） ウ 植え込み後6か月を経過していないが、植え込み目的が一次予防であり、過去3か月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。（6か月後、別記第4号様式の診断書提出） エ 結果的にアとはいえないが、それは期間中に（ ）といった特殊な事情があったためで、さらに6か月以内（※ か月以内）にアと診断できる見込みがある。 オ 結果的にイとはいえないが、それは期間中に（ ）といった特殊な事情があったためで、さらに6か月以内（※ か月以内）にイと診断できる見込みがある。 カ 結果的にウとはいえないが、それは期間中に（ ）といった特殊な事情があったためで、さらに6か月以内（※ か月以内）にウと診断できる見込みがある。 キ 上記アからカのいずれにも該当しない。 (2) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがない場合 ア 植え込み後6か月を経過しており、過去3か月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。（6か月後、別記第4号様式の診断書提出） イ 除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。（6か月後、別記第4号様式の診断書提出） ウ 植え込み後6か月を経過していないが、植え込み後7日を経過しており、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 エ 結果的にアとはいえないが、それは期間中に（ ）といった特殊な事情があったためで、さらに6か月以内（※ か月以内）にアと診断できる見込みがある。 オ 結果的にイとはいえないが、それは期間中に（ ）といった特殊な事情があったためで、さらに6か月以内（※ か月以内）にイと診断できる見込みがある。 カ 結果的にウとはいえないが、それは期間中に（ ）といった特殊な事情があったためで、さらに6か月以内（※ か月以内）にウと診断できる見込みがある。 キ 上記アからカのいずれにも該当しない。

(裏面)

- (4) 電池消耗、故障等により除細動器の本体及びリード線の双方又はいずれかの交換を行った場合
- ア 電池消耗、故障等により除細動器の本体及びリード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以上経過しており、その間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるきとはいえない。
- カ 結果的にアとはいえないが、それは期間中に（ ）といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内（※ か月以内）にアと診断できる見込みがある。

4 特記事項

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院等の名称・所在地  
担当診療科名

担当医師名

## 診 断 書

再発性の失神（ペースメーカーを植え込んでいる者で、植え込み後は不整脈により意識を失ったことがある場合、別記第5号様式の結果に基づき保留又は停止の処分を受け、適性検査の受検命令等を受けた場合）  
(公安委員会提出用)

1	住 所 氏 名 生年月日 昭和・平成 年 月 日
2	医学的判断 (1) 病名  (2) 所見（現病状・現在症・重症度・治療経過等） ※ 初診日： 年 月 日 ※ 入院期間： 年 月 日から 年 月 日まで ※ ペースメーカー植え込みの日： 年 月 日  〔 ※ 現治療状況：完治（ 年 月 日） 通院（加療・治療）中・入院中・その他（ ）〕
3	現時点での病状（運動能力及び改善の見込み）についての意見（○印を付したのもの。※は5以下の整数） ア 植え込み後、意識を失ったのは、（ ）が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 イ 植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 ウ 植え込み後、意識を失ったのは（ ）が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 エ 植え込み後、意識を失ったのは（ ）が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後（ ）年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 ----- オ 結果的にアとはいえないが、それは期間中に（ ）といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内（※ か月以内）にアと診断できる見込みがある。 カ 結果的にイとはいえないが、それは期間中に（ ）といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内（※ か月以内）にイと診断できる見込みがある。 キ 結果的にウとはいえないが、それは期間中に（ ）といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内（※ か月以内）にウと診断できる見込みがある。 ク 結果的にエとはいえないが、それは期間中に（ ）といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内（※ か月以内）にエと診断できる見込みがある。 ケ 上記アからクまでのいずれにも該当しない。
4	特記事項

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院等の名称・所在地  
担当診療科名

担当医師名











# 診 断 書

重度の眠気の症状を呈する睡眠障害（別記第12号様式の結果に基づき保留又は停止の処分を受け、適性検査の受検命令等を受けた場合）

（公安委員会提出用）

1	住 所  氏 名  生年月日 昭和・平成 年 月 日
2	医学的判断 (1) 病名  (2) 所見（現病状・現在症・重症度・治療経過等） ※ 初 診 日： 年 月 日 ※ 入院期間： 年 月 日から 年 月 日まで  <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin: 10px 0;"></div> ※ 現治療状況：完治（ 年 月 日） 通院（加療・治療）中・入院中・その他（ ）
3	現時点での病状（運動能力及び改善の見込み）についての意見（○印を付したもの。※は5以下の整数） ア 重度の眠気が生じるおそれはない。 ----- イ 結果的にいまだアの診断はできないが、それは期間中に（ ）といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内（※ か月以内）にアと診断できる見込みがある。 ウ 上記ア又はイのいずれにも該当しない。 → <b>ウを選択した場合は、必要に応じて下記の特記事項欄に記載してください。</b>
4	特記事項

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院等の名称・所在地  
担当診療科名

担当医師名

## 診 断 書

脳卒中（別記第13号様式の結果に基づき保留又は停止の処分を受け、適性検査の受検命令等を受けた場合）  
（公安委員会提出用）

1	住 所  氏 名  生年月日 昭和・平成 年 月 日
2	<p>医学的判断</p> <p>(1) 病名（てんかんを発症している場合は別記第2号様式を、認知症を発症している場合は病名を併記し、特記事項に記載願います。）</p> <p>(2) 所見（現病状・現在症・重症度・治療経過等）</p> <p>※ 初診日： 年 月 日</p> <p>※ 入院期間： 年 月 日から 年 月 日まで</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; margin-top: 10px;"></div>
3	<p>現時点での病状（運動能力及び改善の見込み）についての意見（※は空欄又は5以下の整数）</p> <p>→ (1)から(3)までの数字ではなく、カナ記号を選択してください。</p> <p>(1) 病気の症状（発作のおそれの観点等）から運転を控えるべきとはいえない。</p> <p>ア 回復している、又は運転操作に影響が生じない程度の運動障害等があるが、発作のおそれの観点からは運転を控えるべきとはいえない。</p> <p>イ 発作のおそれの観点から、今後（※ ）年程度であれば、運転を控えるべきとはいえない。</p> <p>ウ 認知症に相当しない程度の意識障害・見当識障害・記憶障害・判断障害・注意障害等の障害が繰り返し生じている。（「軽度の認知機能の低下がある。」「境界状態にある。」を含む。）</p> <p>→ ウを選択した場合で1年程度なら病状が変わらない場合は、下記特記事項欄にその旨を記載してください。</p> <p>エ 運転操作に影響が生じる程度の運動障害、視覚障害等の症状が残存しており適性検査が必要と認められる。</p> <p>→ エを選択した場合は、下記の該当項目にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 運動障害 <input type="checkbox"/> 複視・視野欠損等 <input type="checkbox"/> 失語 <input type="checkbox"/> 同索性半盲 <input type="checkbox"/> 聴覚障害 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(2) 病気の症状（発作のおそれの観点等）から運転を控えるべきであるが、6か月以内に回復の可能性がある。</p> <p>ア 上記(1)のアとまではいえないが、6（※ ）月以内に、上記アと診断できることが見込まれる。</p> <p>イ 上記(1)のアとまではいえないが、6（※ ）月以内に、今後（ ）年程度であれば、上記(1)のアと診断できることが見込まれる。</p> <p>(3) 病気の症状（発作のおそれの観点等）から運転を控えるべきである。</p> <p>ア 認知症に相当する程度の意識障害、見当識障害・記憶障害・判断障害・注意障害等が繰り返し生じている。</p> <p>イ 免許の取消事由に相当する程度の身体の麻痺等の運動障害、視力障害、視野障害等が繰り返し生じている。</p> <p>ウ 上記(3)のア及びイとはいえないものの、発作のおそれの観点から運転を控えるべきである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>&lt;特記事項&gt;（下記の該当項目にチェックしてください。）</p> <p>※ 記憶機能及びその他認知機能の低下 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※ 日常生活に支障が <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない</p> <p>※ 検査及び検査結果</p> <p><input type="checkbox"/> MMSE（ ）点 <input type="checkbox"/> HDS-R（ ）点 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>※ 認知症の所見又は特記事項</p> </div>

専門医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院等の名称・所在地  
担当診療科名

担当医師名

診 断 書  
(表面)

認知症等（アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症、その他の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、硬膜下血腫、正常圧水頭症及び頭部外傷後遺症等を原因とするもの）及び認知機能の低下がみられ今後認知症になるおそれがある場合）

(公安委員会提出用)

1 住 所 氏 名 生年月日 昭和・平成 年 月 日
2 診断 (1) 病名 ア アルツハイマー型認知症 イ レビー小体型認知症 ウ 血管性認知症 エ 前頭側頭型認知症 オ その他の認知症（ → <b>オを選択した場合は、必ず裏面の、「4 現時点での病状（改善見込み等についての意見）」の記載をしてください。</b> カ 認知症ではないが認知機能の低下が見られ今後認知症となるおそれがある。（軽度の認知機能の低下が認められる・境界状態にある・認知症の疑いがある等） キ 認知症ではない (2) 所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症、身体所見などについて記載する。記憶障害、見当識障害、注意障害、失語、失行、失認、実行機能障害、視空間認知の障害等の認知機能障害や、人格・感情の障害等の具体的状態について記載する。） → <b>上記(1)のアからエ（認知症）を選択した場合は、「記憶機能及びその他認知機能の低下による日常生活での支障の有無」を確認する必要があるため、下記の該当項目にチェックをしてください。</b> <input type="checkbox"/> 日常生活に現に支障が生じている。（支障が生じる程度にまで、記憶機能及びその他の認知機能が低下している状態を含む。） <input type="checkbox"/> 認知症やその他の要因に基づく脳の器質的な変化を考慮すると、支障が生じていることが明らかである。 <input type="checkbox"/> 日常生活に支障は生じていない。 <input type="checkbox"/> その他（下記に理由を記載してください。）

3 身体・精神の状態に関する検査結果

→ 実施した検査にチェックして結果を記載してください。

認知機能検査・神経心理学的検査

→ 未実施の場合はその理由を記載してください。

MMSE       HDS-R       WMS-R       CDT

ABC-DS       MoCA       MoCA-J

その他の検査（実施検査名 \_\_\_\_\_ ）

未実施（未実施の場合チェックし、理由を記載）

臨床検査（画像検査を含む）

→ 未実施の場合はその理由を記載してください。

CT       MRI       SPECT       PET       その他（ \_\_\_\_\_ ）

未実施（未実施の場合チェックし、理由を記載）

その他の検査

4 現時点での病状（混合型を含む4大認知症（アルツハイマー型・レビー小体型・血管性・前頭側頭型）を除く

改善見込み等についての意見）（※は空欄又は5以下の整数）

→ 甲状腺機能低下症、脳腫瘍、硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等に該当する場合のみ

(1) 回復した。

(2) 上記病気について回復した旨の診断はできないが、それは期間中に（ \_\_\_\_\_ ）といった特殊な事情があったためさらに6か月以内（または6か月より短期間（※ \_\_\_\_\_ か月間））に回復する見込みがある。

(3) 上記病気について回復の見込みがない。

5 特記事項

専門医として以上のとおり診断します。

年      月      日

病院または診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

